

1. 議事日程（第6日目）

（平成18年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成18年 3月20日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- （1）議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算
- （2）議案第57号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- （3）議案第58号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- （4）議案第59号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- （5）議案第60号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- （6）議案第61号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- （7）議案第62号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- （8）議案第63号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- （9）議案第64号 平成18年度安芸高田市水道事業会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（21名）

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
建設部長	金岡英雄	管理課長	上光晴登
管理課主幹	佐々木泰司	建設課長	沖野文雄
建設課主幹	箱田伸洋	建設課主幹	松川孝司
建設課主幹	益田茂樹	下水道課長	新川昭夫
下水道課主幹	箕越秀美	水道課長	岸野秀信
水道課主幹	山本孝治	高宮支所長	猪掛智則
美土里支所長	立川堯彦	八千代支所長	平下和夫
向原支所長	益田博志	甲田支所長	武添吉丸

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	倉田英治		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

熊高委員長 皆さん、おはようございます。前回に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、お手元に配付してあります資料は、先般の産業振興部の明木委員からの資料要求のありました小規模崩壊地復旧事業要望箇所の一覧表でございますので、それぞれ確認をいただきたいというふうに思います。

それでは、まず議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算のうちの建設部に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 おはようございます。建設部、9議案でございます。きょうはどうぞよろしく願いいたします。

それでは着座してご説明させていただきます。

熊高委員長 どうぞ。

金岡建設部長 それでは、議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算の主な事業概要について、関係課ごとにご説明をさせていただきます。

資料としましては、空色のページの32ページからが建設部関係になっておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

まず、管理課に係る18年度の主たる事業概要でございますが、国、県の樋門等の管理、各種期成同盟会への負担金ほか、本年6月6日に国土交通省中国地方整備局及び広島県並びに安芸高田市が主体となり、平成18年度土砂災害防止月間広島県民会議が、甲田町のミューズを会場に行われる予定となっておりますので、その関係予算を計上させていただいております。

次に、住宅関係でございますが、平成16、17年度で甲田町堂ノ口及び美土里町の桑田へそれぞれ住宅を建設をさせていただきましたが、18年度では、引き続き甲田町の堂ノ口住宅への地域住宅交付金事業により、木造2階建て2棟4戸を建設させていただくこととしております。また、18年度からは、特に若者定住促進対策といたしまして、高宮町川根の田草住宅団地の造成並びに建設に取りかかることとさせていただいております。住宅建設予算としましては、1億6,437万6,000円を計上させていただいております。

このほか、予算計上ではございませんが、若者定住対策としまして、向原町、甲田町の公営住宅の跡地や、上甲立住宅団地用地の活用について18年度に検討させていただきたいと思っております。

また、昭和20年代後半から40年代初頭にかけて建設されております、いわゆる公営住宅が非常に老朽化しておりますので、これらについても

さらに検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

このほか、道路橋梁費では、高宮と三次作木町を結ぶ唐香橋の橋梁塗装について、予算計上をさせていただいております。

以上が管理課に係る主な事業でございます。

次に、建設課の関係でございますが、平成18年度から建設局の吉田維持管理分室が広島建設局に統合されますことから、特に梅雨、台風等の豪雨災害のための当面の対策としまして、現在の第2庁舎の建設部に県の防災基地を設け、連携強化を図ることとなっております。

また、地域高規格道路東広島高田道路の向原 - 吉田間4.5キロの現地測量が本年度でほぼ完了し、18年度からは地元へ具体的な用地交渉等に入ることなどから、今回、条例改正をお願いしておりますように、専門部署として地域高規格道路対策室を設置し、その対応を図ることとしております。

それでは、道路関係を主に事業概要のご説明をさせていただきます。資料では33ページになっております。

道路整備につきましては、17年度に引き続き県の権限移譲による路線を受託することとしておりますが、市道改良事業につきましては全体として非常に厳しい財政状況のもと、継続事業の早期整備を図ることとし、新規事業につきましては庁舎関連の新町1号線及び新町公民館線の2路線とさせていただいております。

県の権限移譲に伴う県道道路維持でございますが、主要地方道甲田作木線ほか19路線、総延長としまして139キロメートルの道路施設等の維持及び除雪、並びに交通安全施設の整備費といたしまして、1億円を計上させていただいております。

また、同じく県の委託でございますが、県道改良事業につきましては、主要地方道千代田八千代線ほか5路線の継続事業を中心としまして、2億1,400万円を計上させていただいております。

次に、市道関係でございますが、国庫補助事業に係る道路新設改良費につきましては、継続事業で実施しております市道市場宮ノ城線ほか2路線で、事業費としましては2億94万円を計上しております。

次に、地方特定道路整備事業でございますが、庁舎の建設に関した、先ほど申し上げました新規2路線のほか、継続事業の市道一本木小山線ほか7路線の事業費としまして、1億8,420万を計上しております。

このほか、次期整備候補路線や地域高規格道路に伴う市道の調査費を計上させていただいております。

以上が建設課に係る主なものでございます。

次に、下水道課に係る一般会計の主な事業についてご説明をさせていただきます。

いわゆる一般廃棄物でございますが、し尿処理業務や清流園の施設管理のほか、特に18年度では施設や処理能力の問題で早期対応が必要となっ

ております清流園の施設改修に向けての調査費としまして、し尿処理施設整備事業費2,072万円を新規に計上をさせていただいているところでございます。

このほか、公共下水道のほか4特別会計への繰出金としまして、6億6,227万7,000円を計上させていただいております。

次に、水道課関係の一般会計予算でございますが、簡易水道特別会計、飲料水供給事業特別会計及び水道事業会計へ繰出金といたしまして、合わせて2億6,840万5,000円計上をさせていただいております。

以上で、建設部所管の一般会計予算について、概要を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ関係課長の方からご説明をさせていただきますが、水道課関係につきましては、繰入金と辺地債の関係だけでございますので、課長からの説明は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

上光管理課長。

上光管理課長 それでは、管理課所掌分の予算の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の19ページをお願いいたしますと思います。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、1節の道路使用料でございますけれども、この840万円は道路占用料として計上しておりまして、中国電力及びN T Tの電柱占用が主なものとなっております。

同じく、土木使用料の2節住宅使用料の5,220万8,000円は、現年度分として5,190万8,000円と滞納繰越分といたしまして30万円を計上いたしております。滞納繰越分の収納につきましては、個別の面談等を行い、収納及び分納誓約を提出をいただいておりますところでございますが、これを見込んでの計上といたしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。同じく13款の2項手数料、4目土木手数料、1節土木管理手数料の予算額49万5,000円は、屋外広告物許可手数料として48万円、都市計画区域及び建築証明手数料といたしまして1万円、火薬類消費及び譲渡申請手数料として5,000円を計上いたしております。

続きまして、22ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節の住宅費補助金の5,580万9,000円は、地域住宅交付金といたしまして、公営住宅堂ノ口住宅及び若者定賃貸住宅の田草住宅の建設と公営住宅の新春日住宅の下水道整備事業が主なものとして計上をしております。

続いて、28ページをお願いいたします。同じく15款の3項委託金、4目土木費委託金、2節河川費委託金の72万円は、河川清掃委託金として

計上しております。

続いて、36ページをお願いいたします。20款の諸収入、51項雑入、4目雑入、3節雑入のうち、管理費関係雑入783万7,000円は、国及び県からの樋門管理委託料が主なものとなっております。

次に、37ページをお願いいたします。21款の市債、1項市債、5目土木債、2節住宅債の8,290万円は、公営住宅堂ノ口住宅及び若者定住住宅田草住宅の建設と公営住宅新春日住宅の下水道整備に伴います起債をお願いをしております。

続きまして、歳出の方のご説明をさせていただきます。当初予算説明資料の32ページをお開きください。土木総務管理費関係では、912万4,000円を計上いたしております。主なものは11節需用費と19節の負担金補助及び交付金となっておりますけれども、需用費につきましては第2分庁舎の光熱費等が主なものとなっておりますが、この中に事業概要の方にございます18年度土砂災害防止月間県民の集いの会場関係経費を含んでおります。この県民の集いは、土砂災害に関する県民の理解と関心を深めるために、防災知識の普及及び警戒避難体制の整備促進を目的といたしまして実施をされるものでございまして、18年度は安芸高田市が会場引き受けとなっております。6月6日に甲田町の若者定住センターミューズを会場に開催されるものでございます。また、負担金及び交付金につきましては、東広島高田道路ほかの道路改良促進期成同盟会等の負担金を見込んでおります。

続いて、住宅管理費のうち人件費を除きました1,975万2,000円を所掌分として計上をしております。これは18年度の市営住宅326戸の管理費でございますが、主なものとしましては住宅費の住宅管理修繕費としまして450万円、役務費では、滞納整理対策として面談に応じていただけない方や分納誓約等の不履行等に対しての法的措置を視野に入れ、関係費用を計上しております。委託料につきましては、上下水道関係業務経費330万円と調査設計管理業務委託料200万円、工事請負費につきましては、春日、また殿前、また下川根住宅の屋根等の改良工事及び北生住宅の下水道整備工事で530万円を計上いたしております。

続いて、住宅建設費の1億6,437万6,000円の計上でございますが、これは建設部の方の予算説明補足資料がお手元の方に行っておろうと思っておりますけれども、これの1ページに住宅建設及び改善事業内訳を添付をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

公営住宅としては、甲田町の堂ノ口住宅の建設に8,680万円と新春日住宅の改善に342万9,000円を計上いたしております。堂ノ口住宅は木造2階建て2棟4戸を計画しており、新春日住宅は下水道接続排水設備工事4戸を計画しております。

若者定住住宅は高宮町川根の田草住宅を計画をしておりますして、建設工事2,845万9,000円は、7戸分の用地約3,600平米の買収費と2戸分の建築設計及び木造2階建て2棟2戸の建設を計上しておりますが、建築は債

務負担をお願いをして、平成18年から19年度の工事を予定をしております。

団地造成費3,990万円は、7戸分の用地、約3,600平米の造成工事を過疎地域集落再編事業での実施を計画をいたしております。

次に、当初予算の説明資料の方に返っていただきまして、33ページをごらんください。道路橋梁総務管理費1,292万2,000円を所掌分として計上いたしております。主なものとしましては、委託料では市道台帳の補正整備及び幹線見直しを計画をしており、負担金補助及び交付金では、高宮町船木の所木から三次市作木にかかっております唐香橋の塗装負担金340万5,000円と生活道整備補助金250万円を計上いたしております。

続きまして、34ページお願いします。河川総務管理として1,030万2,000円を計上しておりますが、主なものとしては委託料ですが、これにつきましては、国及び県の河川に設置してあります国樋門61カ所と県の樋門8カ所の点検管理、及び洪水時の開閉管理に関する地元管理者への委託料が主なものとなっております。

以上で、管理課が所掌をしております歳入歳出予算について説明を終わります。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

沖野建設課長。

沖野建設課長 それでは、建設課所掌につきましてご説明いたします。

歳入から予算書に従い説明いたします。22ページをお開きください。下の欄の14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金ですが、地方道路交付金事業に基づき採択を受けております3路線の内示見込み額2億円の交付率55%で、1億1,000万円を計上いたしております。

続きまして、28ページをお開きください。15款県支出金、3項委託金、4目土木費委託金、1節道路橋梁費委託金ですが、権限移譲により県道20路線の県委託県道道路維持費に係るものとして1億円、6カ所の改良計に係る県委託県道改良事業として1億9,480万円の、合計で2億9,480万円を計上いたしております。

その下になります3節砂防費委託金ですが、来年度新たに権限移譲により市が実施いたします急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の維持で、2カ所分として90万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を別途用意いたしております建設部の資料によりご説明をいたします。3ページをお開きいただきますようお願いいたします。県委託の県道道路維持費ですが、表にまとめておりますとおり、主要地方道甲田作木線から一般県道羽出庭向原線までの20路線、139キロの維持を行うことにいたしております。

次のページをお願いいたします。事業概要ですが、上段の表にまとめておりますとおり、県から示されております内容は、道路施設等維持の道路環境保全、道路構造物維持、附属物維持、除雪及び交通安全施設整

備に大別されております。実施の内容は、下の表にまとめておりますように総事業費1億円で、主な内容は、13節委託料において道路環境保全及び除雪費用として7,360万円、及び15節工事請負費において道路構造物維持、附属物維持及び交通安全施設整備として1,840万円を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。道路新設改良費の国庫補助事業ですが、地方道路交付金事業制度により継続事業として旧町から引き継ぎました市道市場宮ノ城線、勝田根之谷線及び長田隠地線の3路線を予定いたしております。実施内容といたしまして、総事業費2億94万円を計上しており、中段の表に主な予算費目を記載しております。本年度までは主に用地取得に力を注いでまいりましたが、一定の取得が完了したことから、来年度予算では15節工事請負費を中心に予算計上をいたしております。

次に、地方特定道路整備事業ですが、起債を主な財源とし、新市建設計画などにより、新市に引き継がれた継続路線及び第2庁舎等建設に伴います周辺市道整備について実施を予定いたしております。予定路線につきましては、市道宮ノ城高野線、一本木小山線、中山線、梶矢下川根線、高林坊線、高地長屋線及び吉田口線などを計画しております。また、庁舎周辺市道につきましては、庁舎玄関に進入いたします国道54号線から公民館までの市道新町公民館線拡幅改良、及び新町1号線において、消防署の訓練場所並びに駐車場として利用されている部分の拡幅によるバス停整備を計画いたしております。

次のページをお願いいたします。実施内容につきましては、総事業費1億8,420万円をもって、15節工事請負費を中心に引き続き用地取得などを行う予算を計上いたしております。表に主な予算費目を記載しておりますが、用地交渉の状況などによりましては、総事業費の範囲内で路線間の調整を行い、完了路線数の拡大を図りたいと計画いたしております。

次に、単独単県事業ですが、次期整備候補路線並びに地域高規格道路の実施設計が来年度に示され、関連市道の整備が必要なことも想定できることから、13節委託料において200万円の調査費を計上いたしております。

次に、県営事業負担金ですが、広島県建設事業費負担金条例に基づき見込まれる7,000万円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。負担率につきましては、上段の表に参考として記載をいたしております。県委託県道改良事業ですが、本年度から実施いたしております主要地方道千代田八千代線ほか5路線につきましても、来年度も予定をいたしております。実施内容といたしましては、これから県から示されることとなりますが、総事業費2億1,400万円を見込んでおります。

なお、市道改良工事計画路線につきましては8ページに位置図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。



熊高委員長 以上で説明を終わります。

ありますか。

新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、下水道課に係ります一般会計の歳入関係につきましてご説明を申し上げます。

予算書の19ページからお願いをいたします。13款の使用料及び手数料の3目衛生使用料のうち、し尿施設の使用料、下段でございます、779万9,000円は、し尿業者が安芸高田清流園にし尿を投入する際の施設の使用料でございます。

次に、20ページをお願いいたします。20ページの2目衛生手数料でございますが、2節の清掃手数料の1億1,010万7,000円は、し尿処理に係ります手数料として、毎年度の処理料から減少分を見込んでの手数料、それから繰越分を含む見込み額でございます。

次に、22ページをお願いいたします。国庫補助金でございますが、3目の衛生費、1節の保健衛生費国庫補助金816万4,000円は、個人が設置をいたします小型合併槽に補助する事業費に対しまして、15基分の補助金と合わせまして、来年度、安芸高田清流園の施設整備を循環型社会形成推進交付金によりまして取り組みをいたしますので、その補助金として616万6,000円でございます。

同じく26ページをお願いいたします。県の補助金でございますが、3目1節の環境衛生費補助金139万8,000円は、先ほどの15基分の小型合併浄化槽の県補助金でございます。いずれも3分の1の補助率でございます。

36ページをお願いいたします。雑入でございますが、下水道課分につきましては、高田地区工業団地内での下水処理場維持管理費に関します企業からの徴収金といたしまして、411万円を歳入するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、60ページをお願いをいたします。60ページの4款衛生費の4目環境衛生費のうち、19節負担金補助及び交付金の2,194万8,000円のうち、小型合併浄化槽整備に912万円、繰出金3億409万3,000円のうち、市が設置管理をしていきます浄化槽整備事業特別会計に3,548万4,000円、それからコミュニティ・プラント整備特別会計に520万4,000円繰り出すものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。2項清掃費のうち、2目のし尿処理費3億2,260万5,000円でございますが、主なものといたしましては、清流園での人件費、電気代等のほか需用費や委託料など、また市内し尿収集分のし尿処理事業にかかわります1億4,308万1,000円、それから施設管理費として、高田地区工業団地での処理場の施設管理費が410万9,000円、また清流園での施設管理費用1億670万3,000円でございます。また、清流園の施設の更新を検討する委託料といたしまして2,072万円を計上いたしております。

清流園につきましては、来年度から浄化槽整備とあわせまして、交付

金での対応を考えております。22ページで出ました循環型社会形成推進交付金というものを活用した交付金でありまして、5年を目途に施設整備を考えて、毎年度交付金の確保ができること、また、これまでし尿処理施設の建設におきましては、調査費あるいは敷地の造成費用などは補助対象外でございましたが、交付金におきましては補助対象となっております。ただし、循環型ということで、最終の污泥処理は何らかの形で再生処理が求められます。これまでのように焼却あるいは海洋投機はできませんので、現在もやっております公共下水施設で污泥のコンポスト化等により再生などが条件となっております。それから、新年度からは污泥再生処理センターという施設名での取り組みになりますので、ご承知ください。

続きまして、63ページをお願いいたします。農林水産費の2目農業総務費での繰出金2億6,450万円は、農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。土木費、都市計画費のうち、2目の公共下水道費の繰出金3億5,708万9,000円は、公共下水道特別会計へ1億2,351万9,000円、特定環境保全公共下水道特別会計へ2億3,357万円繰り出すものでございます。

以上で、一般会計での下水道課が所掌しております歳入歳出に係ります説明を終わります。

熊高委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田中委員。

田中委員

32ページの一番上段、土木総務管理費の東広島高田道路と国道54号線、これは幾らぐらいに、幾らずつになってる。

上光管理課長

委員長。

熊高委員長

上光管理課長。

上光管理課長

負担金の関係でございますが、東広島高田道路につきましては、負担金につきましては12万円の計上としております。それと54号につきましては15万円の計上しております。その他、各国道でいいますれば433、375等がございますし、県道でいいますと吉田瑞穂線、そういったもろもろの期成同盟会等の負担金が主なものとなっております。あれとか土木協会とかいうものがございます。

以上でございます。

熊高委員長

答弁終わります。

田中委員、よろしいですか。

田中委員

はい。

熊高委員長

ほかに質疑ありませんか。

岡田委員。

岡田委員

歳入の分で、12ページの中電から入ってくる電柱の敷地料、これ旧町そのまま同じような料金体制で統一された金額を計上されとる。1

本当たり何ぼですか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
上光管理課長。

上光管理課長 占用料の関係でございますけれども、17年度の実績でいいますと、N T Tにつきましては本数として977本、中国電力につきましては2,695本が占用をしております、それぞれそれにかかります占用料としましては、中国電力の方は349万3,486円、N T Tにつきましては440万1,299円となっております、その他N T T・ドコモあるいはエネルギー・コミュニケーションズ等々の関係のものも占用もでございます。本数当たりの単価につきましては、電柱等の大きさ等で単価も変わってきておりますのでございまして、固定ではございません。

以上でございます。

熊高委員長 答弁終わります。  
岡田委員。

岡田委員 この単価は市が1本当たり500円上げるということはできるんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
上光管理課長。

上光管理課長 占用料は確定したものがございまして、その都度、変更するというものではございません。

熊高委員長 答弁終わります。  
岡田委員。

岡田委員 たびたび、ことは上げた、来年は下げたいということにはならんだろうが、上げるということはできるんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡建設部長。

金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、一応、占用料を条例で決定をさせていただいて、料金につきましては、近隣、いろんなところの状況を見ながらということでございますので、現時点でちょっと詳しいご回答はできないので、申しわけございません。

熊高委員長 答弁を終わります。  
岡田委員。

岡田委員 しつこいようですが、できんことはないということですね、だけん、結局。

熊高委員長 答弁を求めます。  
暫時休憩といたします。

~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほどの岡田委員に対する答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 失礼いたします。休憩中にちょっと概要の総務部長から説明をいただいたわけですが、いわゆる占有料につきましては条例で制定をさせていただいて、道路法等の基準に基づいて改定等を行うということになっておりますので、その状況が起きましたら、また条例改正等をお願いするという対応になるかと思います。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員 委員長。

熊高委員長 岡田委員。

岡田委員 だけえ、中電、NTT・ドコモ、そういう以外の電柱は、例えば有線がありますよね、有線、農協の。それからもちろんうちの市の防犯灯というのが。これは全然対象外と、こういうふうに理解してよろしゅうございますか。

熊高委員長 答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

金岡建設部長。

金岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、電柱、NTT、そういうもので、有線等については占有料を課しておりません。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

塚本委員。

塚本委員 ちょっと住宅のことについてお伺いをいたします。

住宅建設について、ことし甲立で2棟の4戸、それで川根で今後、7戸の建設予定がされておりますけれども、今、326戸という市営住宅があって、これが数がどんどん増えていく状況にあるかと思っておりますけれども、今後の住宅の、ちょっと一般質問的なことになるかもわかりませんが、住宅の考え方をお聞かせいただければと、このように思います。

それと、もう1件、35ページの水道課の関係で、横田地区の簡易水道、今までもたびたび調査費等で継続にその調査をされてきておりますけれども、この件について、今後の方向性といえますか、どのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと、このように思います。

熊高委員長 先ほどの質問の水道関係は、後で簡易水道の方の特別会計の方でお願いしたいと思います。

塚本委員　　そうですか、わかりました。

熊高委員長　　それでは、塚本委員の住宅建設の方針という形の質問が出ています。答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長　　ただいまの住宅関係のご質問でございますが、先ほども冒頭ちょっとお話をさせていただきましたように、特に今後の若者定住対策ということで、住宅の建設を、いわゆる交付金制度にのっとって極力整備をしていこうということをひとつ検討する必要があると思っております。

それと、特に吉田等が多いわけでございますが、昭和29年以降、29、30、40年代の初頭に建てた住宅が非常に老朽化をしております。大変維持管理等についても随分手のかかるような状況でございますので、これらにつきまして、どういうふうな整理をするかという中で、いわゆる公営住宅法に基づく低所得者向けの住宅の一定の確保と若者定住対策の住宅というところを加味しながら整備をしていくと。それと、基本的に吉田町、中心部につきましては民間住宅等もかなりできておりますので、そこらとの兼ね合いを見ながらしていきたいと。特に、先ほど申し上げましたように、住宅地、いわゆる公営住宅の跡地をどういうふうな有効利用するかということも、あわせて18年度の中でいろいろ研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

熊高委員長　　答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員　　私が一番聞きたかったのは、住宅の、吉田町にある低所得者の皆さんが入っておられます古い住宅を今後どのようにしていこうとするのか。対策としてそれは必要なことはよくわかりますけれども、今ある住宅を新築するとか、そういう方向性でいくんか。もうこれで終わりですよという、極端な言い方をすると、そういういき方でいくんか。そこらの点が明確でないというふうに私は思うんですね。

それと、先ほど部長言われたように、遊休地、これを財産管理課との関係もあるんですけども、その土地を民間へ売却して、そこで民間で建ててもらおうという方が、建設をしていくというのは非常に今度は費用もかかりますし、維持管理も当然するということになりますので、そこらの方向性は、先ほど部長言われたように、方向性を探ると言われましたけれども、ぜひともそういう形で方向を見出していきたいと、このように思います。

金岡建設部長　　委員長。

熊高委員長　　答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長　　特に吉田での考え方ということでございますので、吉田町内の古い住宅につきましては、一応、入居停止ということで現在対応しております。ただ、まだ入居者がおられますので、これについてはそこで生活をして

いただくという必要と、今後はできればどっか1カ所にそういう方の住宅を建設して、今の中心部にあります住宅の用地については、新たな用途に向けて考えるということも一つの考え方ということは今整理をしつつあるところでございます。

また、若者定住等での団地跡地でございますが、今ご質問ございましたようなことも踏まえて、民間すべてというものと、造成をして一般に売り出すという方法と、建てて貸し出すという方法が、大きく分けて3つぐらいあるかと思うんですが、これにつきましては、よく今後研究をしていきたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員 もう1点。

熊高委員長 塚本委員。

塚本委員 今、入居停止という話がありましたが、大体、数的にどのぐらいありますかいね。

熊高委員長 答弁を求めます。

すぐ出ますか。じゃ、後ほど答弁しますが、関連ですか。

塚本委員 はい。

熊高委員長 じゃ、引き続き質問を許します。

塚本委員 すみません。例えば、何かあるか調査しないとわからないということですけども、それは数は別にどうこういうんじゃないですけども、その用地を例えば民間に転売して、そこから財産収入を得てというような考えはありますか。

熊高委員長 あわせて答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 現時点では、まだそこまで突っ込んだ議論はしておりませんが、そういう有効利用という、特に場所等が非常に恵まれたところについては、全体の中での有効利用ということも視野に入れる必要があるんじゃないかというふうに思ってますが、そこまでまだ具体的にはまだ行っておりません。

熊高委員長 戸数はわかりますか。

以上で質問はよろしいですか。じゃ、後ほど、数については報告を願いたいと思います。

引き続き質問を受けます。

川角委員。

川角委員 1点ほどお伺いします。

説明資料の中で、33ページの方へもございますが、県からの移譲というのがいろんな事業の中で出てきよるわけでございますが、この土木関係も、ここにございますように19ですか、路線というの移譲の中へ入っておるようです。今までは、県については県が管理する分については県費でやっておられたというふうに思うんですが、このようにいろいろとこれからその維持管理なり、あるいは改良費等も権限移譲に基づきと

いうふうなのが入ってきますが、そこらにおいて、市が今まで管理しておったような管理費がおりることによって賄いができるのか、あるいはまた、移譲は受けたが、実際には入る金はそこまで来んのじゃが、市でやるようなという、一つの市費の持ち出しがふえる面が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 県からの移譲の関係でございますが、基本的には事務費もつけて事業費を委託ということになっておりますので、原則として市費の持ち出しはないという状況でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

川角委員。

川角委員 それともう1点ですが、未収の中で、30万円はことしは一応収入として、過年度分を見込んだということがありますが、全体的にはこの住宅関係で何件でどのくらいあるのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

熊高委員長 答弁を求めます。

上光管理課長。

上光管理課長 滞納額のことでございますけれども、いわゆる過年度分につきまして申し上げますと、この2月末現在までで560万余りございます。件数でいいますと35件となっております。

熊高委員長 答弁を終わります。

よろしいですか。

川角委員。

川角委員 この35件というのは、戸数ですね。これからいうと、どうなるのか。35戸ということじゃないと思うんで、件数というのがどのような形で表現されておるか。金額的には560万ということございまして、このうちで大体見込めるんがことしは計画としては30万余ということだろうと思うんですね。あとはほとんど取る見込みがないのか、そこらのひとつ状況をお聞かせをいただきたい。

熊高委員長 答弁を求めます。

上光管理課長。

上光管理課長 先ほどの件数でございますが、35は戸数でございます。

それと、ことし、滞納の収納分として30万、計上をさせていただいておりますけれども、これもそれぞれ滞納者の方々に面談をさせていただきまして、収納あるいは分納誓約等の手法をとらせていただいております。まずは、当月分は間違いなく入れてもらうということから、分納分につきまして、無理が来ますと、情報がとまるというケースも出てまいりますので、分納額につきましては個別違うわけですが、実際、入れていただくことが可能な数字ということで設定をさせてもらってま

すので、かなり少額な方もおられます。そういった中で、余りはかどらない数字なんですけれども、30万という数字にさせていただいております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

川角委員。

川角委員 最終的にこれが回収できるのか、できないのかというのがあろうと思うんですが、そこらがどうしてもこれだけは、560のうちでもこれは無理なんだというようなものがあれば聞かせていただくと、それからこのような家賃というようなものは、たまり出すとだんだんだんだん膨れ上がってくるということがございますので、やはり大きなこの件数にしても、さっきありましたように三百二、三十の戸数ということになると、あるいはまたこれからふえるということになると、大変な管理だろうというふうに思います。そこらでひとつ、大きいになるまでにもらうということが大変必要じゃないかというふうに思いますので、そこらひとつ努力をいただきたいと。これは回答は要りませんが、さっきのもう回収不可能なものがあるのかどうか、そこをちょっとお聞かせをいただきたい。以上です。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 回収不可能と言っているかどうかあれですが、入居者あるいは退去者の中で、四、五名程度、実質不履行額150万程度でございますので、それらについては今後どういう対応をするかというのが、先ほど担当課長の話ございましたように、法的な措置をどういうふうに行っていくかということで、今年度そういうことも対応できるような予算措置もちょっと計上させていただいております。近隣の先進市の方の例、あるいは県の方の指導を受けながら、そういうことの整理もあわせてやっていく必要があるというふうに考えています。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

山本委員 ちょっと説明を聞き逃したんかわかりませんが、説明資料の33ページの中の道路新設改良事業で、旧町からの整備事業が3路線のつとんですが、市道長田隠地線ですよね、これ完成はいつの年度になつとるんか、ちょっとお聞きするんですが、非常に交通量も増加しておりますんで、一応18年度で完成に持っていくように計画になつとるかどうかが、ちょっとお聞きするんですが。

熊高委員長 答弁を求めます。

沖野建設課長。

沖野建設課長 道路新設改良費の進捗状況ということだろうと思います。道路新設改



良費の国庫補助事業につきましては3路線あるわけございまして、まず旧町で総事業費9億500万円程度を見込んでおりました。全体延長としては3,200メートル、そのうち19年度以降の残事業量は1,500万、事業費で3億5,000万円を現在見込んでおります。これは国庫補助事業は補助基本額という総枠で、いわゆる国からの交付金がおりにまいます。その中で用地の進捗状況、これらを見ながらやはり事業のどの路線に割り振っていくかということがありますので、現時点で18年度の完了ということは、予算規模あるいは補償物件の残りから答えられないのが現状でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 いろいろ国の情勢もありますけん、あれなんです、継続事業ということで、しかも交通量も激しい、あるいは今、問われとる子どもの登下校の、歩道ができますと非常に子どもの安全の面でできるということで、いろいろな国の施策、県のあれもありましようが、ひとつ努力して暮らうて、一日でも早い計画に持っていってもらうようお願いしたいと思ひます。

熊高委員長 答弁よろしいですね。

山本委員 いいです。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

先ほどの件ですか。塚本委員の質問の戸数でしたかね、その答弁を求めます。

金岡建設部長 先ほどのご質問にありました住宅の空き家政策をとっております入居停止戸数でございますけれども、吉田、向原、甲田で実施をしております、85戸程度を空き家政策をとっております。その中で約半数になりますか、40戸弱になりますけれども、現在、入居をされておるといふ状況でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員、よろしいですか。

塚本委員。

塚本委員 ちょっと今の数字、よくわからなかったんですが、85戸あって、そのうち40戸はまだ入居されとるといふことですか。

金岡建設部長 そうです。

熊高委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

今村委員。

今村委員 下水の方の関係でお聞きをいたします。

今回、清流園の施設の基本計画作成業務ということで上がっておりますが、この概略の計画のあり方、それから今年度で、今調査されたといふふうに思っておりますが、それでその方向性が出るのか、今後の事業

の方向性についてどういうふうにお考えになってるか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長 安芸高田清流園につきましては、今年度、交付金申請の事務に対応しまして、一定程度の調査もいたしております。その中で、交付金の対応が可能という形の中で内示を受けましたら、来年度4月以降に交付金の申請に入っていきたいと考えております。業務の内容ということでございますが、施設の基本計画という形の中で、まず現在、下水道事業がそれぞれ進んでおります。そういう中で、し尿の処理量がだまか想定をされます。そうした中で施設の処理能力を決定をいたし、またどういった処理方式をするのか、あるいは現在の敷地の中でどのように対応していくのかといった基本計画を立てていくような形になります。

また、それとあわせまして、規模が大きいものですから、施設の周辺におきまして、生活環境影響調査というものを1年間を通じて行う必要がございます。そういう中で来年度の予算編成、また交付金におきましては一度に予算措置ができませんので、2年間をかけましてそういった基本計画を行いながら、3年目あるいは4年目にかけまして、今度は実施計画を策定し、施設の詳細の設計をしながら建設にかかっていくという形になろうかと思っております。

なお、交付金におきましては、5カ年目で一定程度の成果を出せということでございますので、それに合わせた形で進めております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、25分まで休憩させていただきます。

~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~

熊高委員長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたしますが、先ほどの今村委員に対する質疑に、市長からも答弁があるようですので、市長の答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 清流園の改修の計画を今立てておるわけでございます。ご存じのように、この清流園を建設するときの状況を、いろいろ課題があったわけございまして、ご存じのように、吉田の柳原へつくるという計画が最高裁まで争われて、結局行き場がなかったと、こういう中で、最終的な現在のところへ建設をしたという歴史があるわけです。私はその当時はまだ議員をしておったんですが、あれ何年だったですか、建設、もう30年以上たっておると思いますが、そういうことで、いずれにしても改修をせにゃいけんということですが、一番の問題は、地元協定がそのとき

に結ばれとるのに、改修をするときにはもう一遍同意を取りかえにやいけんという、地元同意をです、いう難しい問題があるわけでありまして。そういうことで、これももとへ置かずに、地元同意をとらずにどんどん計画を進めたということになっても、地元の反発を来しても困りますんで、そこらはまた今後、議員さんにもいろいろご指導やらご助言をいただきながら、そこらの段取りを進めていかないけんのではないかというように考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
入本委員。

入本委員 総合計画に基づいて予算化されてると思うんですが、私もこの3万5,000という人口が現在置かれとる以上は、これに基づいて推進されなければいけないと思うんですが、このたびの住宅計画におきましては、非常に目標数値には行政としては足りてないと思うんですが、民間とどのような協定を、協定いったらおかしいですが、お願いしたりとかですね。それから、先ほど同僚議員からありましたように、市有地の活用を民間に渡してやるとかいう、そのシミュレーションに対してどのような努力目標でこのたびの住宅建設に当たったのか、そこらの整合性を伺うものでございます。

熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡建設部長。

金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、いわゆる住宅施策、冒頭申し上げました、非常に人口等の確保のために有効であり、かつ望まれているというふうな認識をしております。そういう中で、民間とのかかわりにつきましては、他の委員さんからもご質問がございましたが、十分そこらについては我々も研究を重ねた上で取りかかる必要があるかと思っております。

それと、政策戸数等につきましては、そういう中でのちょっと整理をするということで、現地で今、具体的にちょっと数値を発表させていただきませんので、お時間をいただきたいというふうに思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
入本委員。

入本委員 方針がある以上は、やっぱりその方針に基づいて、地道な活動がないと目標に達しないと思うんですね。工務店さんの方も組合もありますし、市有地をオープンにされて、この活用で若者定住に向けた住宅施策をしてもらえないかという、そういう意思の疎通を図りながら、協働のまちづくりに参画していただくという方向性も要ろうかと思うんです。そういう研究会とかいう過程を開く予定があるかないか、伺うものでございます。

熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡建設部長。

金岡建設部長　　いわゆる若者定住対策に対しまして、関係部横断的な、いわゆる事務レベルなんです、今そういう組織も持っておりますので、これらと十分内容を協議しながら、全体的な詰めもしていくという思いで、18年度取りかかりたいというふうに思っております。

熊高委員長　　答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
杉原委員。

杉原委員　　小型合併浄化槽の普及率をお尋ねをいたします。  
それと、新規計画路線、調査を行うようにしておられますが、これ何路線上げていかれるのか。また、各旧町、もし答えられれば、どこいうことをお尋ねします。

熊高委員長　　金岡建設部長。

金岡建設部長　　浄化槽につきましては、後ほど下水道課長の方からお答えをさせていただくということで、道路の関係でございますが、今ございましたように、新規路線という中で、やはり合併時に旧町かなり路線の整備を要望された、いわゆる建設計画等もございますが、その中で地域的なバランスとか、そういうものもある程度入れさせていただくということと、有利な財源を確保するという事などから、いわゆる辺地とか過疎債とか国庫補助事業とかいう中で対応できるように、18年度で路線を決めていきたいというふうに思っております。現在のところ、我々の方もこの調査費200万でございますので、そうたくさんの路線を予定しておりません。数本というふうにご理解をいただいて、そういう全般の中で、これまでいろいろ支所あるいは地域の方から話をいただいとるところを中心に調査に入らせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

熊高委員長　　引き続き答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長　　一般会計におきます小型合併浄化槽の事業でございますが、これは個人の方が設置をされます事業に対する補助事業でございます。小型合併浄化槽のほかには、市が設置をしてみずから管理しておるという整備も今行っておるわけでございますが、普及率といわれますと、なかなか難しい形がございます。集合処理をする区域以外につきましては、小型の浄化槽整備を行っておるところでございますが、現在の設置基数、それから管理基数につきましてはお答えをできますので、そちらで報告をさせていただきます。

現在、設置予定基数ということで、平成17年度までの基数でございますが、1,620基、それから18年度におきまして予定をいたしておりますのは202基という基数でございます。全体の小型合併浄化槽を予定している、市といたしましての整備率というのはちょっとなかなか出しにくい面がございますので、設置基数でご報告を申し上げます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
杉原委員、よろしいですか。  
ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第57号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
金岡建設部長。

金岡建設部長 それでは、平成18年度公共下水道事業特別会計の予算の説明に入らせて  
いただきますが、それに入らせていただく前に、下水道関係事業全般  
について少しご報告をさせていただきます。  
公共水域の水質保全と市民皆様がひとしく快適な住環境を享受してい  
ただくため、継続事業を中心に整備の展開を行っているところでござい  
ますが、大変財政状況厳しい折から、平成17年度において全市の下水道  
等の整備仕様の見直しもさせていただくとともに、全般的に事業費の抑  
制もせざるを得ない状況がございました。また、これらのほかに農業集  
落排水施設の入江地区と向原地区の施設、浄化センターが完成したこと  
と、吉田町のコミュニティ・プラントの施設が完成したことなどにより  
まして、5特別会計の平成18年度の事業総額としましては、対前年に比  
較しまして率で21%、額にして6億1,120万9,000円の減額で、総額が22  
億8,755万4,000円となっております。また、下水道に係ります全般、い  
わゆる公共下水から浄化槽までの仕様につきましては、平成17年度で一  
定の整理をさせていただきましたので、18年度からは合併協定に基づき  
まして、全市の統一料金とするということもございましたので、料金の  
統一をさせていただくように思っております。  
なお、各集会所などにつきましては、まだ調整が残っておりますので、  
関係部署と協議の上、なるべく早いうちに一定の方向性を出したいとい  
うふうを考えているところでございます。  
参考までに申し上げますと、市全体のいわゆる下水道等への加入人口  
割合、先ほどご質問ございましたが、全般でいいますと約48%程度とい  
うことで、加入人口の割合という数値でございます。  
それでは、議案第57号、公共下水道事業特別会計予算について、概要  
を説明をさせていただきます。  
歳入歳出予算総額としましては、前年度より3.5%減の4億2,750万  
4,000円で、その主なものは吉田町の都市計画区域内におけます下水道  
の管路等の整備でございます。  
詳細につきましては、下水道課長よりご説明申し上げます。  
熊高委員長 新川下水道課長。  
新川下水道課長 それでは、公共下水道事業特別会計の事項別明細書によりまして、ご

説明を申し上げます。

予算書の196ページをお願いいたします。歳入でございますが、加入者分担金を現年、過年度分合わせまして110件程度見込んでおります。3,402万8,000円。また、下水道使用料を現在585件分、また新規の使用料を見込んで2,727万2,000円を見込んでおります。国庫補助金につきましては、事業費の2分の1の補助金といたしまして6,500万円を予定をいたしております。一般会計からの繰入金といたしましては1億2,351万9,000円でございます。

197ページの雑入1,998万4,000円のうち、消費税還付金400万円、その他につきましては吉田浄化センターへ浄化槽の污泥投入料、一般会計から収入をするものでございます。

198ページをお願いします。7款の市債、公共下水道事業債ですが、1億5,770万円の借り入れを見込んでおります。県費につきましては18年度より廃止となっております。

199ページの歳出でございます。総務費の一般管理費で主なものとしたしまして、人件費、負担金補助及び交付金912万6,000円でございます。これは下水道の加入促進に係ります補助金、1年目8万円、2年目5万円、3年目2万円とする補助金で、1年目を110件程度見込んでおります。そのほかにおきましては、下水道協会等の会費でございます。

それから、2款の施設管理費でございますが、吉田浄化センターにかかわりますものでございまして、管理運営費といたしまして、下水用メーターの購入費、通信運搬費など29万1,000円、施設管理につきましては、節でいいますと塩素の凝集剤などの消耗品、電気代480万円、また光熱費、修繕料などでございます。役務費につきましては、污泥運搬処分費を590万円、委託料につきましては施設の維持管理業務費4,200万円、污泥脱水業務330万円と、その他水質測定業務等がございます。使用料及び賃借料につきましては、中継ポンプの配電用用地の借地料でございます。

工事費におきましては、マンホール等の補修費でございます。

次に200ページの施設建設費でございますが、これは当初予算の説明資料によります34ページでございます。あわせまして、位置図等につきましては、建設部の補足説明資料によって位置をご確認を願いたいと思っております。吉田処理区におきましては、管路の布設工事としまして、開削工事によります延長1,550メートル、また推進工法によりまして延長10メートル、マンホールポンプが1カ所、それらの設計業務合わせまして1億8,415万円を予定をいたしております。箇所につきましては、口頭でございますが、現在継続しております吉田小学校から、あるいは高校前から県土木に向かつての路線、また少年自然の家の前付近の市道、また国道54号線におきましての沢崎外科の前の市道、あるいは大田石油店前の歩道の管路布設工事を予定をいたしております。それらに係ります施設建設費といたしまして、1億8,415万円を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、予算書の200ページへお戻りください。元金9,508万2,000円、利子3,979万円、合計1億3,487万2,000円を計上いたしております。

201ページの諸支出金の一般会計への繰出金につきましては、存目といたしております。予備費につきましては100万円といたしております。

続きまして、192ページに戻っていただきたいと思えます。18年度からの排水設備の改良資金に対します利子補給につきまして、債務負担行為を完済年度までするものでございます。これは今年度コミュニティ・プラントの事業が完成をいたしましたので、改めてすべての下水道特別会計へしていくものでございます。

また、193ページでございますが、公共下水道債の限度額を1億5,770万円とするものでございます。

以上でございます。

熊高委員長 以上で説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

塚本委員。

塚本委員 予算書の199ページの一般管理費、歳出、先ほど19節の負担金補助というところで、加入促進補助金というような形で説明があったんですけども、これは公共だけあるんですかいな、ほかの事業にもあるんですかいな。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長 これは下水道事業特別会計すべての事業につきまして、そういった補助制度がございます。現在では、旧町の負担金の制度によって運営をいたしております。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第58号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 それでは、議案第58号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、概要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額としましては、前年度より12.3%減の8億8,293万6,000円となっております。その主なものを申し上げますと、継続中の八千代浄化センター施設整備及び八千代町、甲田町処理区の管路整備、並びに汚水流入量増加に伴いまして、甲田町の浄化センターの水処理施設の増設のための設計業務などがございます。

詳細につきましては、下水道課長の方よりご説明をさせていただきます

熊高委員長  
新川下水道課長

す。  
新川下水道課長。

それでは、特定環境保全公共下水道事業特別会計におきます事項別明細書によりまして、説明をさせていただきます。

218ページでございます。まず、歳入でございますが、現在、供用開始をしております向原甲田処理区での加入者分担金を約42件見込みまして、816万1,000円としております。2款の使用料でございますが、甲田が720件、3,670万円、向原におきましては、料金の統一によりまして見込み額が難しいのでございますが、調査等によりまして約3,630万円を見込んでおります。合わせまして、7,334万8,000円でございます。

国庫補助金でございますが、八千代、甲田処理区におきます事業に係ります補助金2億3,210万円でございます。

219ページの繰入金でございますが、一般会計より2億3,357万円の繰り入れを見込んでおります。繰越金は存目でございます。

6款の諸収入の雑入でございますが、消費税還付金のほかに甲田の浄化センターへの浄化槽汚泥投入使用料を一般会計から収入をするものでございます。

次のページをお願いします。市債につきましては、公共下水道事業債3億1,750万円のうち、資本費平準化債5,380万円を見込んでおります。県補助金及び財産収入につきましては見込んでおりません。

次に、歳出でございます。221ページでございますが、1款の総務費では、人件費が主なものでございまして、そのほか負担金補助及び交付金の152万2,000円、これは加入促進補助金12件分を見込んでおります。そのほかは積算システムの負担金でございます。

施設の管理費でございますが、現在、甲田の浄化センター、それから向原の中央の浄化センターの施設管理費を計上をいたしております。基本的には吉田の公共下水道会計で説明をしております施設管理の内容と同様でございます。

甲田の処理区の4,090万4,000円は、浄化センターに係ります維持管理経費のほかに、管路等が占用しております道路等の舗装維持工事を計上いたしております。向原処理区におきましても、中央浄化センターの維持管理経費、また施設の維持の一部の改造工事費105万円を計上いたして、5,483万9,000円となっております。

222ページの施設建設費でございますが、これは説明資料の34ページ、また下水道課の附属資料におきます位置図を参照しながらご説明をさせていただきます。

八千代処理区におきましては、現在建設中の浄化センターの建設工事のうちに、既に完成をいたしております土木工事、建築工事を除きまして、水処理施設の機械電気工事、また汚泥処理施設の機械電気工事、また場内の盛り土等の整備費を来年度見込んでおります。管路工事につきましては、開削工事におきまして、延長1,960メートルの工事と、来年



度認可が切れますので、これを継続をしていく変更認可申請業務を計上いたしております。箇所の特定でございますが、処理場がございます北原地区の残りの管路を1カ所、また中央部におきまして中電の研修所周辺の、これは単独管、一番末端にあります管路につきましての工事をしていきます。また、北原地区から県道の古殿橋を渡りまして、刈田の生活改善センターへ向けての管路も一部伸ばしていきたいと考えております。

それから次に、甲田の処理区でございますが、これは供用開始区域の拡大によりまして、甲田の浄化センターの水処理施設が増設をする必要がございます。これの設計業務でございます。また、管路の開設工事におきましては、延長1,300メートル、その設計業務委託、また同じくこれも認可が切れますので、変更認可の作成業務を予定をいたしております。箇所につきましては、井才田地区の、これは国鉄を挟んだ線路付近1,100メートル、それから今年度からの継続の篠原地区の残りの部分の管路を約240メートル予定をいたしております。

以上合わせまして、合計5億3,648万円を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、元金1億2,700万5,000円、利子につきましては7,859万2,000円、合わせまして2億559万7,000円といたしております。予備費につきましては100万円でございます。

同じく214ページに戻っていただきまして、これも排水設備の改良資金の利子補給につきまして、完済年度まで利子補給ができるようにいたしております。

また、地方債につきましては、借入限度額3億1,750万円といたしております。

以上でございます。

熊高委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

田中委員。

田中委員

34ページのところで、個々に内訳を書いてもらっとるんですが、今、管路の布設について1,196メートルの内訳をちょっと説明を受けましたが、この浄化センターの近くで、いわゆる国道周辺の対象地域がありません、区域外があります。ここについてはまだ説明を受けておりませんし、ここについては非常に国交省との協議が必要だと思いますし、またそれを施行していくまでには随分と時間がかかると思いますので、いわゆるここの詰めを、国交省との協議を、今はまだなされていないようですが、これを進めといていただかないと、かかろうとするときにまだ協議が済んでないというようなことで、ここの工事の完了が速やかにいくということについても、この辺の配慮をひとつ強くお願いしておくところがございます。

それと、変更認可の申請作成業務が、ここに書いてありますが、先ほどちょっと説明があったんですが、ここの内容についてもう少し詳しく

説明をお願いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長 まず、八千代処理区の国交省との協議ということでございます。昨年  
から国交省の方の維持管理の担当が三次の事務所に変わりました、若干  
そこのこれまでの協議と継続した形で言う必要がございます。そうい  
う点での協議を今から進めてまいりたいと思っております。

それから、変更認可の申請作成業務でございますが、これは八千代、  
甲田におきましては、18年度で認可が切れますので、この認可を継続し  
ていかないと、次の事業ができないという形の中で、改めましてそれぞ  
れの認可区域の中での事業計画を上げていくものでございます。

以上です。

熊高委員長 答弁終わります。  
塚本委員。

塚本委員 先ほど公共のところでお聞きした件なんですけれども、この下水で新  
規に加入促進して、分担金を42戸というように聞いたんですけれども、  
そういうことの数からいくと、今の一般管理費の補助金12件というのは  
ちょっとどうなんかなというふうに思うんですけれども、そこらのとこ  
ろの数の違い、公共下水でいえば、先ほどお聞きしたときの数でいえば、  
ちょうど大体合うんですね、金額的に8万円という金額で。このたび  
の今の分でいいますと、42件で12件の負担金というようにお聞きしたん  
ですけれども、そこらの整合性というのはどうなっておりますか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長 委員長。

熊高委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 特定環境保全公共下水道事業の関係でございますが、この加入促進補  
助金は、向原処理区におきまして該当いたします。甲田の処理区におき  
ましては、補助金の制度が後から補助するのではなくて、初めから負担  
金の中で勘案して低く設定をされておりますので、払うという必要はな  
いわけでございます。それから、吉田とか向原におきましては、一たん  
全額いただきまして、その中から早く設置をされますと、補助金を払  
っていくという形で現在進めておりますので、この件数が少ないとい  
うのは向原処理区だけの件数を考えてる関係でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
塚本委員。

塚本委員 42戸を計画して、12件は向原という解釈でいいんですか。あとの差  
額については、吉田、甲田という考え方でいいんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長 委員長。

熊高委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 特環の場合は甲田処理区でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
山本委員。

山本委員 ちょっとお伺いしますが、先ほど田中議員さんが質問された、この八千代処理区とか甲田処理区の方なんですが、こうして見ますと、委託料も大きな金額でございますが、この委託につきまして、これの中で随契で委託業者にするようなものがあるのか、それともやはり公平な入札で委託をするというように考えておるのか、そこはちょっと随契のものがあるかどうかお伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長 業務委託につきましては、すべて入札でございます。ただし、八千代の処理場につきましては、日本下水道事業団の方に建設まで委託をしておりますので、これが随契という形になっております。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員 ちょっと待ってください、八千代は。  
新川下水道課長 八千代処理区の浄化センターにおきましては、これは既に債務負担行為をお願いをしております業務委託の中で建設費まで含めた形で一括委託をしておりますので、そういった内容でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ここで暫時休憩といたします。13時まで休憩させていただきます。

~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時01分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
質疑を続けたいと思います。  
山本委員、よろしいですか、先ほどの件は。

山本委員 はい。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。  
岡田委員。

岡田委員 歳入の方で、219ページ、これはいつも事業によって消費税の還付金が違うんですが、400万円、算出をどのように予定されておるんでしょうか。吉田のこの前の議案ですよね。それ事業量等は半分違うんですが、公共特環の部分は残ると、事業が後へ何ぼか残るという見通しなんかどうなんか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長 消費税の還付金につきましては、これは見込みの金額でございますが、事業費がまだまだ八千代処理区あるいは甲田処理区におきましても継続して出てまいります。その意味では、歳出が多いもんですから、消費税

の方の還付は当然出てまいりますので、今までの経験によりまして金額を計上いたしているところでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員 そういう意味はわかるんですが、議題の1つ前ですよ、その事業規模といえば、同じ400万ちゅう計上がそれなりの理由があると思うんですが、そういう点をお尋ねしたいです。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長 公共下水道事業の場合は吉田の処理区ということで、特定環境保全公共下水道事業は甲田と八千代、それから既に供用開始をしております向原の方の処理区が既にかなり使用料をいただいておりますので、金額は同じということでございますが、特定環境保全公共下水道の方は事業費の支出もありますけども、歳入もかなりありますので、同じ規模という形では考えておりません。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員 委員長。

熊高委員長 岡田委員。

岡田委員 いや、それはわかるんですよ、規模が違うというのは、当然。ただ、この消費税還付というのは、うちの場合は、私いつも言うんですが、この本則課税を基本としとるでしょう。本則課税、簡易課税方式でなしに。ですから、事業の規模等云々いう、それもありますけども、実際その還付金が戻るということは、消費税を多額に払うから戻ってくるのである。ですから、それは当初予算ですから、まだ後から事業がふえてくるか、この問題もありますけども、吉田町の事業の規模と、前の議題のね。それとこのたびの議題のこの規模と比較した場合は、当然それに見合ったような消費税の還付の額が出てこにゃいけないのですが、予定ですから、予測ですから、これでも構わんですけども、差し当たって詳しい基準はないいうもんじゃないと思うんですがね。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 ただいまご指摘のとおりでございます、いわゆる消費税を払った分は工事よって、逆に払い過ぎたという計算になって出とる。たまたま数字が一緒になったわけで、予定としてちょうど似た数字が出ておるんですが、これにつきましては、今ご指摘のように、18年度において申告等を行う中で精査をさせていただきたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案59号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 それでは、議案59号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出の概要についてご説明をさせていただきます。

予算の総額といたしましては、前年度より33.8%減の6億9,573万5,000円となっておりますが、これは吉田、入江地区と向原地区の浄化センターが平成17年度で完成するということが主なものでございます。

入江地区につきましては、まだ一部管路整備が18年度で残っておりますが、施設の供用開始につきましては18年度において実施をさせていただきたいということでございます。

詳細につきましては、下水道課長の方よりご説明をさせていただきます。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、予算書の事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

240ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、加入者分担金を新たな吉田の入江地区の供用開始分、また高宮の処理区分を合わせまして160件程度見込んでおります。下水道使用料につきましては、件数でいいますと各処理区合計で1,500件程度、6,791万5,000円を見込んでおります。それから手数料につきましては、登録料として存目といたしております。

241ページの県補助金でございますが、これは国からの補助金も県から入りますので、一緒によりまして1億4,017万円。吉田処理区の事業分で、国費は事業費の2分の1、県費は事務費を除いた事業費の15%という内訳でございます。利子及び配当金につきましては存目といたしております。繰入金でございますが、一般会計より2億6,450万円繰り入れを見込んでおります。

次に、242ページをお願いいたします。基金繰入金を廃止し、繰越金は存目といたしております。雑入につきましては消費税還付金600万円といたしております。市債につきましては、下水道債1億6,800万円を借り入れることとし、またそのうち資本費平準化債を5,840万円といたしております。

続きまして、歳出でございます。244ページをお願いいたします。総務費の一般管理費でございますが、主なものは人件費のほか、負担金補助及び交付金でございます。これは加入促進に伴います分担金補助が主なものでございます。

次に、施設の管理費1億5,701万5,000円でございますが、これは各処理区にそれぞれ処理場がございます。向原に5カ所、高宮に2カ所、吉田に1つ加わりまして2カ所、あと美土里、八千代、甲田におきましてそれ

ぞれ1カ所ずつ、合計12施設でございます。管理費の内訳につきましては、これまでの各事業の処理施設管理と同様にそれぞれ事業費、消耗品、燃料、電気代等の支出、あるいは役務費におきまして汚泥運搬処理手数料、それから委託料につきましては各施設の管理委託業務、また水質検査などがございます。

工事費につきましては、管路舗装の沈下などによります補修工事、あるいは施設機器の維持工事を予定をいたしております。

各処理区別の経費につきましては、右説明のとおりでございます。

なお、管理運営費の65万6,000円につきましては、18年度より下水メーターの購入費用、あるいは検針、通信運搬費用が入ってまいりますので、計上をいたしております。

続きまして、245ページの施設の建設費2億6,307万5,000円でございますが、内容につきましては吉田の処理区におきます継続した管路工事にかかわるものでございます。

説明資料の34ページでございますが、これは吉田処理区のみでございます。管路工事におきましては、延長2,200メートル、それから中継ポンプを6カ所、それから国道を一部横断をいたします推進工法での4カ所を予定をいたしております。また、入江の浄化センターにおきましては、供用開始によりました機能調整工事がございます。詳しい箇所を申し上げますと、上入江地区の残りの工区ということで、善立寺付近の南側、あるいは54号線沿い、また江の川沿いの旧道付近の管路工事を実施をいたします。

歳出合計が2億6,307万5,000円となっております。

次に、公債費でございますが、元金1億3,386万4,000円、それから次のページの利子でございます、7,450万円、合計2億836万4,000円でございます。一般会計への繰出金は存目でございます。予備費に100万円を組んでおります。

236ページに戻っていただきまして、これも同じく排水設備改良資金の利子補給につきましては、債務負担行為によりまして完済年度までの利子補給ができることといたしております。

次に、地方債の限度額でございますが、1億6,800万円といたしております。

以上でございます。

熊高委員長

以上で説明終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第60号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長  
熊高委員長  
金岡建設部長

委員長。

金岡建設部長。

議案第60号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出予算の概要についてご説明をさせていただきます。

予算総額としましては、前年度より18.2%減の2億7,138万4,000円となっております。主なものといたしましては、下水道や農業集落排水等での整備を行わない地区につきまして、全市的に個別の合併浄化槽で対応することとしております。

詳細につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。

新川下水道課長  
熊高委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

予算書の264ページをお願いいたします。歳入でございます。加入者分担金といたしまして、設置基数の予定分130件の2,500万円、また過年度分存目1,000円を見込んでおります。使用料につきましては、平成17年度までの設置済み予定基数1,620基、また18年度分の管理予定基数202基分の約半額を見込んでおりまして、7,903万8,000円といたしております。

国庫補助金でございますが、18年度より交付金対応といたして、事業費の3分の1の補助率で4,792万円といたしております。

次の県の補助金でございますが、これは事業の起債償還額を元金の償還年度中に補助としていただくものでございまして、元金の償還額から交付税措置分を除いたものの3分の1が県の補助金ということでございます。平成18年度より甲田町におきます浄化槽分の償還額に対応するものでございます。

それから、財産収入でございますが、基金利子がありますので、存目といたしております。繰入金につきましては、一般会計より3,548万4,000円を繰り入れを見込んでおります。

次に、266ページでございます。繰越金につきましては存目といたしております。雑入につきましては、消費税還付金のほかで、250万1,000円を見込んでおります。

市債では、浄化槽事業債8,140万円を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。267ページ、総務費でございますが、一般管理費では、人件費のほか浄化槽の推進協議会への負担金などがございます。

それから、続きまして、施設の管理費でございますが、これまで設置をいたしております、市が設置をし管理を予定しているもの、これは平成17年度までで1,053基、それから個人が設置をし、現在、市が管理をしておるもの、これが565基ございます。これに平成18年度新規に加わる浄化槽202基分を合わせまして、合計1,820基の予定で管理をしていく予定です。

それから、検査手数料といたしまして、役務費の1,190万6,000円、また保守点検費といたしましての委託料9,503万2,000円を見込んでおります。

次に、268ページでございます。施設の建設費につきましては、各処理区で建設をいたします浄化槽の事業に係ります事業費、あるいはリース代のほかに工事請負費が主なものでございまして、合計1億4,379万円見込んでおります。

処理区ごとの設置基数ということでございますが、説明資料によりまして35ページをお願いをいたします。吉田が19基、八千代20基、美土里30基、高宮40基、甲田20基、向原1基、合計130基を予定をいたしております。基数につきましては、各処理区ごとの合計でございますが、安芸高田市全体で申請をいたしておりますので、それぞれの処理区の異動は可能でございます。

続きまして、公債費でございますが、268ページに戻っていただきまして、元金利子におきまして、616万円を見込んでおります。

次の一般会計への繰出金につきましては存目でございます。予備費は100万円でございます。

また、260ページへ戻っていただきまして、これも同じく利子補給の債務負担を完済年度まで考えております。

それから、261ページの地方債の限度額を8,140万円といたすものでございます。

以上でございます。

熊高委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金行委員。

金行委員

当初予算の説明書の中で1点お聞きします。

35ページでございます。各の予定数であれがあるんですが、これは何か基づいてのあれですか。今、流動性はあるというように言われたんですが、この予定数は何か基づいてのあれですか。流動性はある言われたので、その点は心配してないんですけど。それを1点お聞きします。

新川下水道課長

委員長。

熊高委員長

答弁を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長

合併当時、かなり基数も多く見積もって、それぞれの設置基数を達成してきたわけでございますが、近年になりましてかなり落ちついたといえますか、設置基数の方も徐々に減ってきております。そういう意味におきまして、若干それぞれの処理区におきます目標設置は落としているわけでございますが、一部、来年度から吉田の処理区におきます、集合処理から浄化槽へ切りかえたような形の中で、基数もふえることも想定をいたしております。そういう対応につきましては、また補正等で国、県に要望いたしまして、対応していく予定でございます。



熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
入本委員。

入本委員 予算書の今の268ページの工事請負費の件ですが、今の合併浄化槽については入札関係者が156社あったと思うんですが、それで、地場産業育成の点から見ても、他者を入れない理由というのは、逆に市内業者が市外出ていかにやいけんとか、条例で決まるととか、何かそういう話があったんですが、本当に今までの浄化槽の中の経緯の中で、入札されるのは担当課がされるかどうかちょっとわしもわからんですが、追跡調査等を見たときに、業者がいなかったとか、どれだけの経緯持ってやっておられるか、市外の場合ですね。非常に不透明な部分があるんですが、1点は、市内だけではできない理由と、そこらの完成後のメンテの方も十分、苦情等があるかないか、その点を聞きたいんですが。

熊高委員長 答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長 市内の排水設備の指定店、あるいは市外の同じく工事店です。この工事店につきましては、こういった浄化槽の工事とあわせて、公共下水あるいは特定環境保全公共下水道の事業をやった宅地内排水整備、これもあわせて指定店になっております。この指定店の登録といいますのは、県内各自治体がございます市役所で構成をしております協議会がございます。ここで統一した試験をし、それによりまして通った方が指定業者になっているというのが現状です。そういう意味で、県内合わせた同じ統一した考え方の中で排水設備をしようということで、前からそういった協議あるいは登録店の経営を目指してやっているところです。ですから、市内に限った形でなく、市外からもそういった業者を受け入れるという体制になっております。

これまで請負の工事の形なんですが、これは我々の方が業者を選ぶんではなしに、設置者の方が我々の方がどういった業者さんがおられますよということをご紹介申し上げますので、その中からそれぞれ施主の方が選んでいただきまして、その業者が市に対しまして排水設備の計画書を出すわけです。その中で、その業者に対しましては、市の方は登録店あるいはそういった資格を持ったことを確認しますと、その業者と随契をするという形の中で現在進めております。そういう制度にのっとってのことでございます。

また、苦情につきまして、あるかということでございますが、排水設備工事が終わりますと、市の職員によりまして排水設備の検査をいたしております。そういう意味では、工事につきましてはそういった検査体制、あるいは排水設備の工事予算につきましては罰則規定もございまして、いろんな届け出の中、あるいは工事の途中におきまして不備等がありましたら、そういった協議会の中で行政に対しましての罰則を設けるような形にもなっております、業者の育成にも努めております。苦情があ

りましたら、そういった業者対応、補修等もやらせておるような状況でございます。

以上です。

熊高委員長 答弁終わります。

入本委員。

入本委員 1点、これは安芸高田市ならず、全市がそういう広島県の業者なら、一応資格持っとるならどこでもいいんか、安芸高田市では地場産業育成で、市内業者だけにするということはできないのか、1点伺うのと、それから今、随契と言われたんですが、随契にされた理由がちょっとわからないんですが、極端に言えば、今言われたのは、施設そのものは市が維持管理するのに、なぜ家庭が、その家が業者を選ぶんかというのがちょっとわからんのですよね。市の施設をするのに、個人が指定業者選ぶわけでしょう。それを随契でするんでしょう。その方法というのは正しいんですかね、1点は。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川下水道課長 後段の質問に対して答えさせて。

熊高委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 随契の形なんですけど、浄化槽の工事をするとき、施主の方につきましては、浄化槽だけが工事という形にはならないと思います。例えば、風呂を直したり、便槽を変えたりという、そういう中でどうしても市の持っている業者さんと施主さんがあらかじめそういった建築工事をされる業者さんの思惑が違う場合がございます。そういう意味におきまして、施主さんの要望の中で業者さんを決めてもらった方が、こちらから無理にそういった業者の指定をすることによって、建築工事と違うようなケースがございますので、施主の方の希望に沿った形での入札ができるというメリットがございます。それから、入札の工事につきましては、設計は市の方で一律やっております。そういう意味で、それぞれ建築工事は施主の方がやられますけども、浄化槽に関してのみは市の方がそういった設計単価をもって適正な価格で入札をするということ、そういった、自分の工事と市の工事が区域分けが施主さんの方に自由度を持ってもらうという形の中で、随意契約の理由といたしております。

熊高委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 市内だけの業者に限定できないかということで、先ほど課長の方からもご説明させていただきましたように、これは非常に通常の公共事業より特異性があると。個々の家に対して浄化槽を設置するという、いわゆる建物があるところへ後からつける場合と新築の場合といろいろございます。そういう中で、より施主となられる住民の方の希望いいですか、そういう対応にもできるように、やはりこれまでいろんな議論をする中で、こういう手法をとらせていただくということで、限定すること、だけど逆に選択はしていただけるという部分がございますので、その辺についてはよりスムーズな浄化槽整備に向けての、これまで6町でのいろんな

ノウハウを持ったものを寄せ集めてこういう対応ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 地場産業だけだったら、随契でも私は余り文句は言いたくないんですが、他社業者が入ってくるということになると、随喫というのが本当にいいんかどうかいというのが、もう納得いかないところがあるんですよ。地場産業育成のためだったら、市が適正価格を割り出して随契でやっていると、スムーズにやるという、市外の場合だったら、税の還流からいうても、地場産業育成の面からいうても、そりゃあきつとメンテからいうても、やっぱり地場産業の場合だったら24時間体制で対応するというような気持ちを持った業者さんもおられるわけですよ。だから、もしこういう寒冷地においてトラブルがあったときに、逆流したとかいうような、検査機関がどういうふうにしちゃったか知らんですが、逆流したような話も聞いたりするんですよ。そういう場合は、地元業者に言われてくると、メンテの方はね。指定業者じゃけえ。だけど、せんと言うたら、やっぱり事業者というのは弱いから、そういうものはできないと、なるべくすまい思うんじゃけど、やっぱりするという。次のことがあって、業者は弱い部分があるんだというような苦情も聞くわけなんですよね。

やはりこれが全県一律で今のように随契でやられとるなら、私もあえて言いませんけど、安芸高田市だけがこういう形で、隣の三次とか庄原とか、ましてや隣の広島市なんかも同じ形でやられとるんなら、私もあえてここだけどうのこうの言うことはできないと思うんですが、その点は確認しておきたいんですが、よろしいでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後1時31分 休憩

午後1時31分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

新川下水道課長。

新川下水道課長 下水道の浄化槽だけは、ほとんどもう2次製品に近い形の中で、業者さんからいえば、管路の工事と手間賃ですね、そこらがどこまで競争するかというような範疇だろうと思います。ですから、浄化槽についてはほとんど市政の単価がわかりますし、それらの中で我々の方も設計をする中では、そういった市場単価を勘案して予定価格を決めておるわけでございますが、それと発注の仕方で、他市の例では、例えば100基まとめて発注するというようなやり方もしております。そうなりますと、かなり経費は安くなるわけです。果たしてその業者が100通りの各家に適正な工事ができるかということ、それはサービス上からいいますと、かな

り強引な形になろうかと思えます。それよりも、むしろ浄化槽の方はある程度決まった価格が見えておりますが、建築工事につきましては各家の事情がございまして、それぞれその業者さんに対していろんな価格の競争なり便宜を図ってもらうような言い方ができると思えます。そういう要素は施主の方がしっかり持っていて、浄化槽につきましては適正な価格、市の方が面倒見ますよと。随意契約の中で入札を実行して価格を決めているのが現状です。それをまとめて発注する方がより安価にはなりますけども、それよりも実際の工事を考えますと、各信頼の置ける業者と住民の方が一緒の工事の方がよりの確な工事ができるのじゃないかということで、現在はそれぞれの施主の方の業者さんをうちの方が審査をしまして、適正な業者であれば、それを随契をするという形をしたいということで選んでおります。

熊高委員長

よろしいですか。答弁終わります。

入本委員

安芸高田市だけがそういう形にしとるかどうかが、今その説明聞いたわけじゃないんで。

熊高委員長

近隣市町の状況。

答弁を求めます。

新川下水道課長

こういった随契の形の市町村もございます。

熊高委員長

答弁終わります。

入本委員。

入本委員

固有名詞出して、三次と庄原、近隣の広島市とか言うわけですから、東広島とか。皆さん方が答弁されるときには、近隣のときには三次がこうじゃ、庄原こうじゃけえ、安芸高田はこうしたんじゃというわけで、今、近隣言われたんじゃわからんで、そこらをちょっといろいろと説明してもらわんと、調査のしようがない。

熊高委員長

答弁を求めます。

新川下水道課長。

新川下水道課長

現在、近隣の市町村の状況というのは、正確に把握をいたしておりません。

熊高委員長

答弁を終わります。

入本委員

委員長。

熊高委員長

入本委員。

入本委員

今まで適正、適正言いよったのが、適正じゃないですか、そういう答弁だったら。近隣のを把握してないということになると。現状の昨年の実績で、地場産業と市外の受注、発注の比率はどうなんですか。

熊高委員長

答弁を求めます。

金岡部長。

金岡建設部長

ただいまの件につきましては、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、調べてまたご報告をさせていただきたいと思えます。

熊高委員長

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時39分 再開

~~~~~

- 熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
入本議員の質疑に対する答弁は、資料を今収集しておりますので、後ほどさせていただくということで、他の質疑を先に受けさせていただきます。
- 明木委員 明木委員。  
歳入の方なんですけど、国庫補助金が削減されてます。まず1つ、なぜ削減されたかという理由と、もう一つは、今後この事業がいつごろまで継続されていくのか、国の方の補助でやられていくのか。その2点についてお伺いいたします。
- 熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 国庫補助金の関係でございますが、基本的にはこちらの方から申請をする数字ということで、そこらの事業の度合いによつての国庫補助金の金額の調整ということでございます。それと、この事業の将来的なものにつきましては、冒頭ちょっとお話をさせていただきましたが、17年度でいわゆるエリアの見直しをさせていただきました。そういう中で、今度、交付金制度に変わってまいります。その中での浄化槽の位置づけも整理をしていくということで、将来的にはこの事業をそういう、いわゆる面的整理がないところについては浄化槽整備でいくということで、全市をカバーできるようにという思いを持っておりますので、時期的にはかなりかかるというふうに思っております。  
以上でございます。
- 熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。
- 明木委員 ということは、交付金制度ということでなされるということで、今後、じゃあ全体的に推進をして、推進協議会等もありますけど、どのように推進して、それが大体いつごろまで、長期かかるということですけど、計画的にいつごろまでにそれをやられるのかという、基本的なことだけお伺いします。
- 熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡建設部長。
- 金岡建設部長 具体的な数値につきましては、一般会計のときにちょっと課長の方からご説明をさせていただきましたが、循環型社会形成推進地域計画というのを立てます。これはいわゆる清流園の施設、また浄化槽をあわせてのものになりますので、そういう中で将来計画を見込んで位置づけをしていきたいというふうに思っておりますので、当面、23年度の目標数値程度を出して、その後の整備をするというような形で、計画書を今整理をするという状況でございますので、それらがある程度確定をいたしま

したら、将来の数値も出てくると思いますので、いましばらくお待ちを  
いただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

熊高委員長 では、入本委員の質疑の答弁が残っておりますので、一たん60号の  
議案は、質疑を中断をいたしまして、次の61号の議案に入りたいと思  
います。

それでは、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特  
別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

熊高委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 議案第61号、コミュニティ・プラント整備事業特別会計につきまして、  
予算の概要を申し上げます。

これは甲田町吉田口駅周辺地区の整備が17年度で完了し、18年度から  
供用開始を予定をしております。このため、18年度におきましては、維  
持管理費についての予算が主なものでございます。総額といたしまして  
は999万5,000円でございます。

詳細につきましては、下水道課長よりご説明を申し上げます。

熊高委員長 続いて説明を求めます。

新川下水道課長 委員長。

熊高委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、コミュニティ・プラント整備事業の特別会計につきまして  
ご説明を申し上げます。

予算書の286ページをお願いいたします。歳入でございます。分担金  
及び負担金につきましては、18年度より予定をいたし、15戸程度を見込  
み、300万円を計上いたしております。使用料につきましても同様で、  
年度途中からの使用を見込んでおります。

一般会計からの繰入金を520万4,000円といたしております。

287ページ、繰越金につきましては存目といたしております。諸収入  
につきましては、消費税還付金のほか105万1,000円を見込み、国庫補助  
金につきましては事業完了のため廃止となります。次のページ、市債に  
つきましても同様でございます。

次に、289ページ、歳出でございますが、一般管理費の負担金補助及  
び交付金につきましては、排水設備改造資金への利子補給を1万円を見  
込み、その他は存目といたしております。

施設の管理費839万8,000円のうち、処理場の維持管理費に403万1,000  
円、工事請負費は4月からの処理場の供用開始後、機能調整工事を350万  
円を予定をいたしております。

次に、290ページ、3款公債費でございますが、償還の利子分108万

4,000円を見込み、繰出金は存目といたしております。予備費を50万円といたしております。

以上です。

熊高委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時45分 休憩

午後1時46分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、議案第62号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 水道関係事業でございますが、簡易水道事業、飲料水施設供給事業あるいは公営企業、3つの会計での事業を行っております。総体的に未給水地域の解消と安全で安定した給水の飲料水の供給を行うため、継続事業を中心に進めさせていただいているところでございまして、市内のいわゆる普及率としましては、おおむね70%程度ということでございます。

それでは、議案第62号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計歳入予算の概要についてご説明をさせていただきます。

予算総額といたしましては、前年度より5.4%増の11億617万8,000円でございますが、吉田、八千代、甲田の各給水区での継続事業が主なものでございます。なお、美土里町横田につきましては、昨年度に引き続き水源確保のための調査、あるいは関係した調査等を行うということで予定をさせていただいております。

詳細につきましては、水道課長の方よりご説明をさせていただきます。

熊高委員長 続いて説明を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長 それでは、平成18年度、安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の要点のご説明をいたしたいと思います。

予算書の302ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、1款の分担金及び負担金、1目の分担金、1節の加入者分担金といたしまして2,159万6,000円を見込んでおります。

続きまして、1目の負担金でございますけれども、1節の工事負担金450万円を見込んでおります。これは他工事によります移設工事代の受入金

でございます。2款の使用料及び手数料でございますけども、1目の使用料、1節の水道使用料でございますけども、1億7,495万8,000円見込んでおります。

続きまして次のページでございますけど、1目の手数料、1節の検査・登録手数料14万7,000円見込んでおります。

3、国庫支出金でございますけども、1目の簡易水道国庫補助金、1節の簡易水道事業国庫補助金1億6,600万円見込んでおります。これは吉田、八千代給水区の簡易水道事業分でございます。

4款の県支出金、1目の簡易水道事業県補助金、1節の簡易水道事業県補助金1億2,835万円につきましては、甲田町の高地・長屋簡易水道事業分でございます。

次のページをお願いいたします。5款の財産収入でございますけども、存目でございます。

6款の繰入金、1目の一般会計繰入金2億5,583万2,000円、1節の一般会計繰入金といたしまして2億5,583万2,000円を見込んでおります。

6款の繰入金、7款の繰越金、8款の諸収入は存目でございます。

8款の諸収入でございますけども、1目の雑入799万円につきましては、消費税の還付金を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。9款の市債でございますけども、1目の簡易水道債、3億4,680万円見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。307ページをお願いいたします。1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費6,369万5,000円見込んでおりますけども、主なものといたしましては、13節の委託料443万6,000円見込んでおります。主に各給水区の検針委託料が主なものでございます。

18節の備品購入費40万円につきましては、検針用のハンディターミナルを購入予定いたしております。

19節の負担金補助及び交付金131万円につきましては、簡易水道協会への負担金でございます。

2款の施設費、1目の施設管理費1億19万1,000円でございますけども、主なものといたしましては、11節の需用費3,918万5,000円は、メーター器の購入、また修理、また光熱水費の電気代、ポンプの修理、次亜塩素購入代を見込んでおります。

13節の委託料4,555万3,000円につきましては、施設の保守点検、草刈り、漏水調査、水質検査等を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。15節の工事請負費でございますけども、800万円は、ポンプの修理、また滅菌器の工事発注の予定でございます。19節の負担金補助及び交付金30万円でございますけども、高宮町の宮原水組合の水道の保守管理代として支払う予定でございます。

続きまして、2款施設費、2項の施設建設費、1目の施設建設費7億4,452万5,000円見込んでおりますけども、主なものといたしましては、



13節の委託料3,900万3,000円は、調査設計管理委託また水道整備に伴います委託を見込んでおります。

15節の工事請負費6億6,185万5,000円につきましては、簡易水道事業に伴います吉田、八千代、甲田の工事請負費でございます。

17節の公有財産購入費につきましては、1,257万円見込んでおります。これは甲田配水池の用地、八千代の浄水場の用地を見込んでおります。

22節の補償補填及び賠償金100万円でございますけども、高地・長屋の配水池の立木補償等を見込んでおります。

3款の公債費でございますけども、1目の元金1億457万2,000円、2目の利子9,119万4,000円見込んでおります。

次のページをお願いいたします。5款の予備費でございますけども、200万円見込んでおります。

続きまして、予算資料の35ページをお願いいたします。建設費の内訳でございますけども、水道未普及地域解消事業、新設丹比・可愛地区でございますけども、事業費3億2,692万円見込んでおります。主なものとして、工事請負費、また調査設計管理委託、工事管理実績報告書等の作成の業務委託を見込んでおります。

2番目でございますけども、生活基盤近代化事業、水量拡張の八千代給水区でございます。これも工事請負費と不動産鑑定調査設計管理委託、工事管理実績報告書作成、また用地の購入を見込んでおります。

その次でございますけども、下水道工事によります水道管移設八千代処理区でございますけども、671万円、1カ所見込んでおります。

続きまして、横田地区でございますけども、950万6,000円、これは水道整備に伴います費用でございます。

続きまして、中山間総合整備事業（営農飲雑用水事業）でございます。高地・長屋地区の1億8,159万2,000円、工事請負費と調査設計管理、配水池等の用地の購入、立木補償等々見込んでおります。

また、建設部の補足資料といたしまして位置図を添付いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、要点のご説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

塚本委員。

塚本委員 この水道会計の使用料というのは、値下げがされたんですかいね。最近。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 使用料については、18年度も同じ使用料で計算をさらにさせていただいております。

熊高委員長 答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員　　そういうことになりますと、302ページの使用料、前年度よりか242万2,000円の減になっとるわけですけれども、実質分担金である程度の加入者の増を見込みながら、この使用料が下がるとという要素というのはどうなんですかね。

熊高委員長　　答弁を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長　　使用料の減でございますけども、最近節水器具が入りまして、水の使用料が減はしております。ただし、家族の拡散化ということで戸数は増えてきておりますので、その関係で分担金は増えておりますけども、使用料は徐々に少なくなってる。また、人口の増も多少加味しておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

熊高委員長　　答弁を終わります。

塚本委員。

塚本委員　　昨年度の決算、ちょっと私、決算書類持ってきとらんけえ、予算じゃけえ決算はわからんかもわかりませんが、この項の使用料の金額というのはわかりますか。そうか、17年度はまだ出ませんね。私が単純に考えたときに、分担金をもらって加入者を増やすのに、使用料が減ってくるのはどうなんかなというような思いがしたもんで、ちょっとお聞きしました。

熊高委員長　　再度、答弁を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長　　分担金の増につきましては、現在、丹比への地区の簡易水道が施工しております。施工箇所がだんだん増えてきますので、供用開始のエリアもだんだん増えてまいります。その関係で、分担金が増えたのは、ほとんどは今の丹比の地区の給水区域のエリアの拡大ということでご理解願いたいと思います。

熊高委員長　　答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

赤川委員。

赤川委員　　1件お伺いいたしますが、施設建設費になろうかと思っておりますけれども、その中の工事請負の中になろうかと思っておりますが、要は管路の埋設の後の舗装の件でございますけれども、これが沈下して、水たまりができるというようなことが多々あるわけでございますけれども、そこらあたりの関係については、これは舗装は建設になるのか、あるいはこの工事請負費の中でやはり改良をするのか、そこらあたりについてお伺いいたします。

熊高委員長　　答弁を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長　　ただいまのご質問でございますが、基本的には水道で管路を埋設した場合は、水道の費用で復旧をするという、原形復旧というのが原則でござ

ざいます。一応、国なり県の基準に基づいて、補助事業であればここまで見ますよというのがあります。それで復旧を基本的にはしております。その後、いわゆる転圧が非常に難しいような状況のところ、今ご指摘のようなところが発生してるかもというふうに思いますが、それにつきましては、工事後、早い時期でありましたら業者への指導をしてやらずという場合、ある程度年月たちますと、水道でやるか、あるいはいわゆる道路管理の方でやるかというのは、ケース・バイ・ケースで対応させていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

赤川委員。

赤川委員 今の答弁の中で、早い時期というのは、何カ月ぐらいで早いのか、あるいはちょっと私も理解に苦しむんですが、要は管路して、舗装もして、なおかつそこに水がたまるような状況になるということについての責任は、速やかにとっていただいて、補修していただきたいというふうに思うんですが、そこらあたりを、何カ月後にはなったら、これは建設部の方でいわゆる変わった形の中で舗装ということだと思いますけど、今言われるのはですね。そこらあたりもう一度お伺いしたいと思えます。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡部長。

金岡建設部長 ご指摘の点につきましては、それぞれ現場をチェックをして、その状況に応じて対応をさせていただきたいというふうに思えます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

杉原委員 1点お伺いします。

新規事業で、横田地区の簡易水道の特別会計設けていただいておりますが、合併前からずっと調査して、心配をいただいておりますが、合併してからもう2年たって、そこらでこの水源の確保ができておるのか、このあたりひとつ問うてみたいと思えます。

熊高委員長 答弁を求めます。

金岡部長。

金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、資料の方へは認可設計基本計画ということで、当初予算を計上するときには、特に横田地区、全般での整備は、以前にも申し上げさせていただきましたが、全体の水量が確保できないということで、現在ある有力な水源をもとに、そのエリアでの整備を図るということをもとに予算措置をここへさせていただいております。ただ、いわゆる冬場の湧水期に水源水質調査をするということで、先般、水質調査が上がってまいった中で、いわゆるこの一番、そこでとれる約100トンの水源を確保しなくてはならないという中の、有力な水源に非常に弗素濃度が高く出たというのが、簡易の場合は余り出でなか

ったというんですが、正式にこの2月、3月にかけてやりますと、弗素が高いということで、これらの対応をどうするかというのが現在まだ確定をしておりません。

それで、今後そこらの周辺も含めて、いずれにしても認可に必要な100トンの水源を求めるべく調査を18年度も少しさせていただかないと、次の認可に、いわゆる全体の中の特に水が厳しいところを引かせていただくと、あとそれに付随していろいろ整備の考え方も多少融通がきくんじゃないかという思いを持っておりますので、これにつきましては、ここに認可というふうなものを書いておりますが、もう少し水源の調査をさせていただきたいというふうに思っております。

熊高委員長 答弁を終わります。

杉原委員。

杉原委員 今現在のところ、わかったのですが、大体見通しというものはどういうふうな見通し持っとしてですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長 見通してございますけども、17年度におきまして、3本の揚水試験と水質検査を実施いたしました。その中で、1本は1日のうちに36立方メートルは良質な水源が出ました。それで、もう一本が鉄が多くてだめですし、弗素が多くてだめなんで、それともう1カ所が水量は1日当たり93.6立方メートルほど水源は出ましたけども、先ほど部長が言いましたように、弗素濃度が高くて、水源になり得えないではないかということで考えております。その中で、36立米ほど良質な水がありますので、あとの約64立米、おおむね64立米の水源をできれば今の近くでボーリングをしてから求めたい。そして、経済効果も与えながら、施設の投資を少なくするように考えていけばよいのではないかと計画はいたしております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑。

関連ですか。

塚本委員。

塚本委員 この問題は、もう地元の皆さん、大変困っておられるんですよね。弗素とかいろんなことはあろうかと思えますけれども、先の見通しの立たないようなことじゃ、ちょっと大変なことになるんですよ。やっぱりこれは生活基盤に密着したところですからね、できるだけ早くその方法を考えいってもまことに非常に難しいんかもわかりませんが、やっぱり早急に取りついてもらわんといけんのじゃないかと思うんですよね。そこらの見通し、見通しいうて言いよったんではいつまでたっても、じゃあ、弗素が出んところを探すんかいというような、もうある程度横田地域の地域を付図を見ても、弗素の出るとこいうのはもう大体わかってるわけですから、そんな近く掘ったんじゃ、また弗素が出るのはわかっ

てることですわの。そういうところをもうちょっと発想を転換してもらって、何かええ方法を早急に考えてもらうように対処してもらいたいと思うんですけどもね。そこらのところ。

熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡部長。

金岡建設部長 ただいまご指摘のとおりで、これは合併前から10数年にわたる大きな課題だということで、17年度もいわゆる支所別懇談会等でも早急な対応という住民の方の非常に厳しいご意見もいただいております。そういう中で、先ほど申し上げましたように、現在の水源で確保できるところを何とかしようというのが発想の転換ということで、そういう方法をとらせていただいたんですが、さらに水質が厳しいという。それで、これまで美土里町さんでいろいろな水源確保のためのこともやっておられると聞いておりますので、ボーリングですぐ出ればもうこういう問題はないんですが、そこらも含めまして少し、他の水源はもう一遍何とかならんということも含めて、研究をさせていただきたいというふうに思っています。いずれにしてもできるだけ早いうちに何とか結論を出したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑なしと認めます。  
これをもって議案62号の質疑を終了いたします。  
ここで暫時休憩とさせていただきます。  
25分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~

熊高委員長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。  
議案63号に入る前に、先ほどの議案60号の入本委員の質疑に対する答弁を求めたいと思います。  
金岡部長。

金岡建設部長 先ほどの入本委員さんの件、時間をとりまして申しわけございません。今、周辺の方も担当もいろいろ調べてみたわけですが、まだ合併等ということでいろいろ取り組みがあるようでございます。基本的には本市の場合は、合併前のいわゆる合併協議の中で、各町がそれぞれ浄化槽設置について取り組んだいろんな問題を整理をしております。そういう中で、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはり合併浄化槽の槽を設置すること自体はそんなに業者云々はないんですが、それに付随した管路整備あるいは家の改修、あるいは新築の場合、いろいろそういうものがありますので、総体的にそういうことを議論する中で、やはり住民の

方からすれば、既にこういう方を事前に選んでやりたいというのがその時の話、それを引き継いだわけでございます。そういう中で、今後におきましては、先ほどご指摘のあったようなことも踏まえて、いろいろ研究はさせていただきたいと思えます。

それと、先般、新聞にも出ておりましたが、広島市の方でも18年度からだったと思えますが、やはり浄化槽も含めた全体の整備をやるということで、比較的本市の場合が先進的な取り組みということで、余り具体的な例がないと。三次さん、それと庄原さん、随契あるいは入札というようなこともいろいろ検討されてるようでございますが、先ほど言いましたように、我々の方も今後の研究課題ということでさせていただきたいと思えます。

熊高委員長 数値等につきましては、課長の方からご説明させていただきます。  
引き続き答弁を求めます。  
新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、件数でございますが、平成17年度の実績でございますが、市内業者によるものが101件、それから市外業者によるものが24件、合計125件でございます。市外業者におきましては、広島市の業者がほとんどということでございます。

それから、近隣の市町村ということでございますが、先ほどありましたように、この事業の、市が設置をしていく、管理をしていく、事業に取り組んでおる市町村といえますと、安芸高田市のほかには三次市と庄原市、それから三原市の島嶼部だと思えますが、4市でございます。その中で安芸高田市は早くから取り組んだという形の中で、県内では事例が余りなかったものですから、そういった取り組みについては慎重に対応してまいりました。その中で、庄原市におきましても随契にしておるという形になっております。三次におきましては、10件程度の入札の例もあるというように聞いております。

それから、先ほどちょっと説明不足だったんですが、ほとんどの一般家庭の浄化槽におきましては、随契範囲であります130万円以下の工事金額になっております。それ以外に、20人槽あるいは、ちょっと人槽が大きくなりまして130万以上になりますと、これまでも入札の形で事業執行いたしております。

熊高委員長 以上でございます。  
以上で答弁を終わります。  
入本委員。

入本委員 私が申すのは、ここで地場産業の育成とそれから利用者の保護といえますか、トラブルになったときに、地元業者が便利がいいという中で、今聞いたら、適正価格というふうな発言もありましたが、近隣見てもなかって、安芸高田市が先進地ということになると、非常に答弁にも不信感を抱くような形になるわけですよ。それで、やはりこれ法的に問題があるんならこれはやむを得ない部分もあるうかと思えますよ。それで、

法的があつての市長の判断によるというものがあれば、別に地場産業で聞かれても、それから特例として市長が認めるものというふうにつければ、だから当初の説明書の中には地場産業だけの業者を紹介に入れなくてもいいんじゃないかというふうに私は思うわけなんですよね。それで、ただし書きに、今言うように建設、新築とかいう中では、市長が認めるというふうな項があれば、今のように市内の業者が建築して合併浄化槽をつける場合はいいですよということもできるわけですよ。それが市としての最大限の地場産業の育成という形になるうかと思うんですよ。その点について検討の仕方があるんなら、もうこれは全くないと言うてんならそれは随契でもやむを得んですけど、そういうことがないんなら、やっぱりちゃんとした市外も業者もある場合は、正規な入札された方が、市とすれば適正価格の方が発生するのではないかというふうに思います。ただ、8割ぐらいの方が地場産業がやっておられるんで、そこらは検討の余地があるうかと思うんですが、そのあたりの意気込みを聞かせていただきたいというふうに思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
金岡部長。

金岡建設部長 ただいま、貴重なご意見いただきましたんで、今後の参考とさせていただきたいと思いますが、基本的には地場産業と、もう一つはそれを使われる住民の方との問題ということで、住民サイドからいいますと、そういうそれぞれ今までやってきておりますやり方の方がある程度なじんでいるという状況もございますので、法的等のいうこともございます。そこらも踏まえまして、また研究をさせていただきたいというふうに思います。

熊高委員長 以上でございます。  
答弁を終わります。  
議案60号についての質疑は以上でよろしいですか。  
〔質疑なし〕

熊高委員長 それでは、議案第60号の平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第63号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
金岡建設部長。

金岡建設部長 それでは、議案第63号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計歳入歳出予算について、概要をご説明させていただきます。  
平成17年度におきまして、この飲料水供給施設に水質管理機器の施設整備をさせていただきました。これが完了いたしましたことから、平成18年度におきましては、維持管理関係のみの予算計上で、対前年で62%強の減となっております。額としましては939万9,000円でございます。  
詳細につきましては、水道課長よりご説明を申し上げます。

熊高委員長 続いて説明を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長 それでは、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の要点のご説明をいたします。

予算書の324ページをお願いいたします。まず歳入ですけれども、1款の分担金及び負担金は、1,000円の存目を計上いたしております。

2款の使用料及び手数料、1目の使用料、1節の水道使用料といたしまして182万1,000円見込んでおります。

次のページでございますけれども、3款の繰入金、1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金といたしまして、757万3,000円見込んでおります。

続きまして、歳出の327ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、1款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費5万4,000円は、主なものといたしましては13節の委託料4万6,000円、これは検針委託料を計上いたしております。

2款の施設費、1項の施設管理費、1目の施設管理費でございますけれども、300万4,000円見込んでおります。主なものといたしましては、11節の需用費110万円は、塩素、次亜塩素の購入代、電気代、修繕代を見込んでおります。12節の役務費でございますけれども、178万4,000円は、原水、浄水の水質検査料を見込んでおります。

3款の公債費でございますけれども、1目の元金362万円見込んでおります。

次のページをお願いいたします。2目の利子でございますけれども、252万円見込んでおります。

5款の予備費でございますけれども、20万円見込んでおります。

以上で、要点のご説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

熊高委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡建設部長。

金岡建設部長 議案第64号の平成18年度水道事業会計でございますが、別紙の予算書に基づいてご説明をさせていただきます。

吉田浄水場の関係では、継続事業でございました小山横山地区の整備が平成17年度で完了したことにより、18年度では下水道事業による水道管移設が主なものとなっております。また、甲田の浄水場では、一級河川の本村川の河川改修に関連しまして、広島県との協定により、存続の水道施設を平成21年度までに除去し、河川改修に取りかかる準備をするということがございますので、このため18年度では浄水施設等の設計、



あるいは関係用地の取得などの予算計上をしております。総額としましては、吉田の継続事業が完了しましたことから、4条予算の収入では1億8,143万円を、また支出といたしましては、2億7,444万4,000円を計上しております。不足額につきましては当年度分の消費税等で補てんをさせていただくことにしております。

また、将来の経営計画の見直しや料金統一のための基礎資料策定のため、安芸高田市水道事業中期経営計画策定業務を17年度からやっておりますが、18年度も引き続き実施をさせていただくようにしております。

なお、料金統一等につきましては、これらのデータをもとに18、19で議会並びに住民の方々のご理解を得、平成20年度から統一したいというふうな考えでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明を申し上げます。

岸野水道課長  
熊高委員長  
岸野水道課長

委員長。

岸野水道課長。

それでは、平成18年度安芸高田市水道事業会計予算の要点のご説明をいたします。

15ページをお願いいたします。収入でございますけれども、1款の事業収益が2億9,145万5,000円見込んでおります。1項の営業収益でございますけれども、2億9,144万8,000円。主なものといたしましては、1目の給水収益が2億9,019万4,000円の見込みでございます。2目の受託工事収益100万円でございますけれども、これは消火栓の修理代の受入金額でございます。

続きまして、支出でございます。1款の事業費2億9,145万5,000円見込んでおります。1項の営業費用でございますけれども、2億4,157万3,000円、1目の原水及び浄水費、取水井から配水池までの経費でございますけれども、5,299万7,000円見込んでおります。主なものといたしましては、16ページをお願いいたします。4節の動力費1,675万8,000円を見込んでおります。これはポンプの電気代でございます。5節の修繕費でございますけれども、1,470万円、これはポンプの修理、計装機器の修理、発電機の修理等を見込んでおります。7節の委託料でございますけれども、1,679万7,000円見込んでおります。これはろ過池の精製、ポンプの点検、また警備保障の業務、原水の水質検査、監視制御の保守点検等を見込んでおります。

2目の配水及び給水費でございますけれども、配水池からの経費でございますけれども、5,189万4,000円見込んでおります。主なものといたしましては、4節の修繕費2,520万円、これはポンプの修理、また漏水修理、メーター器の修理、配水池の修理等を予定いたしております。7節の委託料でございますけれども、2,249万円は、浄水の水質検査、またメーター器の取りかえ委託、漏水調査、検針委託等を見込んでおります。

3目の受託工事費100万円につきましては、消火栓の修理代でございます。

4目の総係費6,516万8,000円の主なものといたしましては、1節から3節の職員給与、法定福利でございます。次のページをお願いいたします。11節の委託料491万円につきましては、検針の委託、口座振替、電算機器の保守、会計業務の委託を予定いたしております。

続きまして、5目の減価償却費でございますけども、6,751万4,000円見込んでおります。うち、有形固定資産の減価償却費が6,704万9,000円、2節の無形固定資産減価償却費46万5,000円を見込んでおります。主なものといたしましては、一級河川江の川により取水のための水利権取得に要した費用でございます。

2項の営業外費用でございますけども、3,864万7,000円見込んでおります。うち、1目の支払利息及び企業債取扱諸費でございますけども、3,589万2,000円の予定でございます。

2目の消費税でございますけども、275万5,000円見込んでおります。4項の予備費でございますけども、1,123万4,000円の見込みでございます。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますけども、1款の資本的収入1億8,143万円見込んでおります。うち、1項の分担金が483万円見込んでおります。13ミリが40件、20ミリが10件ほど見込んでおります。

2項の工事負担金8,460万円でございますけども、下水等の移設補償工事等の工事負担金でございます。

3項の補助金、1目の補助金、1節の一般会計補助金500万円ですけども、これは平成17年度、18年度2カ年により、上水道、簡易水道の経営計画の策定業務による補助金でございます。

4項の企業債でございますけども、8,700万円見込んでおります。

次に、支出でございます。1款の資本的支出が2億7,444万4,000円見込んでおります。1項の建設改良費2億2,161万1,000円、1目の原水及び浄水設備新設改良費1,200万円見込んでおります。これは流量制御装置によります改良工事でございます。2目の配水施設新設改良費1億1,150万1,000円見込んでおります。主なものといたしましては、1節の委託料1,564万1,000円は設計委託料でございます。2節の工事請負費9,394万9,000円は移設補償工事代、また配水管の移設及び新設工事であります。

次のページをお願いいたします。3目の営業設備費971万6,000円、1節の量水器購入費971万6,000円につきましては、検定期限満期等のための量水器の購入でございます。4目の固定資産取得費945万円につきましては、経営計画策定業務によります委託料でございます。5の甲立浄水場移転事業でございますけども、7,894万4,000円見込んでおります。主なものといたしましては、4節の委託料の4,973万円、それと5節の工事請負費1,865万円、6節の固有財産購入費690万円は、配水池浄水場用地の購入を予定いたしております。7節の補償補填及び賠償金330万円ですけども、立木補償を見込んでおります。

2項の企業債償還金でございますけども、5,283万3,000円見込んでお

ります。

続きまして、予算書の6ページをお願いします。平成18年度安芸高田市水道事業会計資金計画でございます。受入資金といたしまして、前年度決算見込額、17年度でございますけども、8億9,683万8,000円、支払資金といたしまして8億5,295万1,000円、17年度末預金残高が4,388万7,000円の見込みでございます。当年度予定額、18年度でございますけども、受入資金7億806万2,000円、前期の繰越金4,388万7,000円を加算いたしまして、7億806万2,000円となる予定でございます。支払資金でございますけども、6億3,139万6,000円、差引年度末預金残高が7,666万6,000円の見込みでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。4条予算の補てん財源となります剰余金でございますけども、(2)の利益剰余金でございます。イの減債積立金が2,407万6,000円、ロの建設改良積立金が5,508万1,000円、ハの当年度末処分利益剰余金5,827万2,000円、利益剰余金合計が1億3,742万9,000円の見込みでございます。

続きまして、予算説明資料に基づきまして、36ページをお願いいたします。水道事業会計におきます建設改良費の内訳でございますけども、吉田給水区下水道工事による水道管移設、吉田処理区4,865万1,000円を見込んでおります。これは3カ所ほど見込んでおります。

農業集落排水工事によります水道管の移設、入江地区2,205万9,000円は、2カ所見込んでおります。吉田給水区濾過流量調整装置設置工事1,200万円につきましては、坂巻浄水場の濾過池の改修工事でございます。

続きまして、甲田給水区、甲田下水道工事によります水道管の移設でございますけども、1,134万円見込んでおります。甲田給水区、甲立浄水場移転事業7,894万4,000円は、工事請負費並びに浄水場用地買収、立木補償を見込んでおります。

続きまして、甲田給水区の配水管新設でございますけども、2,745万1,000円は国道54号線に布設するもの、井才田地区に配水管布設するもの、市道小原中央線に配水管布設するもの。計3カ所を予定いたしております。

以上で、要点のご説明を終わります。

熊高委員長

これで説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田委員

委員長。

熊高委員長

岡田委員。

岡田委員

この予算書の17ページと15ページのところで質問いたしますが、17ページではこの営業外費用として消費税を275万5,000円出すようになるわけですね。仕事するけえ、このくらい要るだろうと。15ページでは、この営業収益のという雑収益というのが、これ雷落ちて保険料入ったと

か、それから営業外収益がその分に該当するんか、営業外収益の中に雑収益がありますから、これどっちかにそういう項目が入るんでしょうが、このどっちの分へ今度は還付金は該当するんですかいね、これ。

熊高委員長

以上ですか。

岡田委員

もし決算上、出たとき。

熊高委員長

以上ですか、質疑は。

岡田委員

はい。

熊高委員長

答弁を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長

消費税の関係でございますけども、水道事業会計につきましては、本則課税を運用しております。その中で、消費税の中にも仮受け消費税、仮払い消費税がありまして、その本則課税による場合は、今言われますように、費用をようけ出せば還付金がある。それで、もし収益の方が課税売り上げ多いければ、追加で払うという形になっておりますので、今年度の予算につきましては、特定収入も含めまして建設工事が少ない、消費税の払いが少ないために、18年度におきましては消費税を支払わなければいけないということになりまして、今の15ページの雑収益の方には上がってきませんので、よろしく願いいたします。

熊高委員長

答弁を終わります。

岡田委員

委員長。

熊高委員長

岡田委員。

岡田委員

ということは、17ページの消費税で、事業をやっとるんじゃけえ払うわけやね、これ。この事業に対して、工事の関係で払うわけでしょう、いろんな事業の中で。15ページでは、この水道料金の中へ消費税が含んどるわね。この給水収益の2億9,019万4,000円、この中へ消費税含んどるわね。だから、工事を施設工事、いろんな修理とかやった工事の施設事業に対して消費税は払う、払うでしょう。それで、水道料金で消費税、今度は上がってくるでしょう。その差額で結局、還付があるかないかでしょう。そう見るんでしょ。ですから、うちはまだこれよりは支出の方が増えるかもわからん。こういう些事なんですな、じゃあ。予算上で。

熊高委員長

質問、以上ですか。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後2時53分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~

熊高委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの岡田委員に対する答弁を求めます。

岸野水道課長。

岸野水道課長

消費税に関しましては、収益に関するものは仮受け消費税、費用に関する場合は仮払い消費税、3条予算込みの消費税となっておりますので、

今年度18年度につきましては、収入の方が多かったために、消費税の納入がふえたということでご理解願いたいと思います。

熊高委員長 答弁終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
今村委員。

今村委員 たしか16年度の決算では、有収率が非常に極めて低かったというふうに、持つ印象があるんです。それで、17年度はまだ正式には出てないでしょうが、その方の推移はどうなり、それを高めるための18年度はどのような方策をとられるお考えがあるかどうか、お聞きをいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
岸野水道課長。

岸野水道課長 有収率の関係でございますけども、16年度の決算時に吉田給水区が87.50、甲田給水区が80.29%で報告いたしました。その関係で、目標は一応水道事業全体で90%という目標を掲げております。そのためにも漏水調査の委託も徹底し、また甲田給水区におきましては、老朽管が結構ありますので、その改良工事も年次計画上げてから、有収率の向上をし、経費の節減、また施設の有効利用ということで、17年度も頑張っただけでまいりました。その結果、17年度まだ決算しておりませんが、17年度の決算時におきましては、有収率が上がりますように頑張っておりますし、上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

熊高委員長 答弁を終わります。  
よろしいですか。

今村委員 了解しました。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

熊高委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
建設部並びに公営企業部に係る調査を終了いたします。  
以上で、本日の審査日程は全部終了いたしました。  
次回は3月22日午前10時から開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変ご苦労でした。

~~~~~

午後2時59分 散会